

令和3年第2回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和3年6月16日 午前 9時30分 開議

2. 令和3年6月16日 午後 2時56分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
4番	渡邊順子	5番	山崎誠
6番	加藤高志	7番	河上真智子
8番	黒田員米	9番	日名義人
10番	丸山節夫	11番	西山宗弘
12番	難波武志		

6. 欠席議員

3番 石井壽富

7. 会議録署名議員

4番 渡邊順子 5番 山崎誠

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 杉原宏典 書記 堀恵子

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。3番、石井壽富君が所用のため欠席です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、渡邊順子君、5番、山崎誠君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田です。本当に久々のトップバッターということで、いささか緊張しておりますけれども、よろしく願いいたします。

では、議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従いまして、今回は大きく分けまして2項目の質問をさせていただきたいと思っております。それぞれ通告用紙の順番に従いまして一問一答方式で質問を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問に入ります前に、いまだ収束の見えない新型コロナ対策に文字どおり命をかけて対応してくださる関係者の皆様に心より感謝の気持ちをお伝えするとともに、不幸にして新型コロナによって命を落とされた皆様にお悔やみを申し上げます。重ねて、早期の収束を心よりお祈りするところです。

また、そのような中で、コロナ収束への切り札として、本町でもいよいよワクチン接種

が始まりました。65歳以上の皆さんへの接種は、既に先週より2回目の接種の段階に入っております。私自身も何度か会場のほうへお邪魔することがあり、先日も車椅子の付添いとしてお邪魔をさせていただきましたけれども、第1回目の接種時よりも格段にスピードが上がり、職員の皆さんも慣れた様子で、ゆとりを持ちながら、てきぱきとそれぞれの業務をこなしておられました。このよい意味でのゆとりが、接種対象者にとっては大きな安心につながり、自分の知り合いは、ほとんどの方が、今度の2回目は1回目よりも全然痛くなかったと、そういった感想につながったものと思われまます。いずれにいたしましても、従来の業務に重ねてのワクチン接種業務に対しまして、従事して下さっている全ての皆さんに、重ねてになりますけれども、感謝申し上げますと同時に、今後もさらに続く接種業務への御協力を心よりお願いするところであります。

それでは、最初の質問といたしまして、新型コロナウイルスの影響に関する吉備中央町内の状況についてお尋ねしたいと思います。

生活する上で最後のセーフティーネットと呼ばれます生活保護については、厚生労働省の数字によりますと、コロナ以前は全体的な申請数は緩やかな減少傾向にあったものが、今年の2月に生活保護に申請された件数は全国で1万7,424件で、前年の同じ月と比べますと1,309件、率にして8.1%増加したそうであります。そして、生活保護の申請件数の増加率は、去年9月は1.7%、11月は2.7%、12月は6.5%、そして今年2月は8.1%と、急激な増加傾向を示しておるようであります。そこで、現在吉備中央町内の生活保護の申請件数の動向、このあたりはどのようになっているのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さんおはようございます。

先ほど、黒田議員が言われたとおり、今65歳以上の方のワクチン接種2回目を行っております。おかげをもちまして、順調にさせていただいております。また、慣れることなく、危機感を持って今後もやっていこうと思っております。

それでは、8番、黒田議員の御質問の生活保護申請の動向についてでございます。

この動向につきましては、平成30年度の新規認定件数は8件、令和元年度が4件、令

和2年度で4件、このうちいずれも新型コロナウイルスとは直接関係した事例はございません。

なお、申請件数と認定件数は同じ数でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

生活保護の件数、最初が31年が8件、あとは4件、4件ということなんで、吉備中央町においては減少傾向、あるいは横ばい傾向というふうに考えればいいのかも分かりませんが、これが結局はこれからが山場になってくると思います。令和2年の4件が、令和3年度にひょっとしたらまた8件、あるいは十数件になってくることも予測されますので、このあたりぜひ取りこぼしのないように、生活保護を申請したいんだけど申請が難しいとか、できないとかということがあっては困りますので、そのあたりぜひお願いしたいと思います。

そういう中で、生活保護というのは、当然生活費、あるいは教育、住宅、医療、介護、出産、あとなりわいとか、葬祭ですかね、そのあたりに利用できるようになってるようでもありますけども、そのあたりの使える情報ですね。生活保護はこういうことに使えますよ、それからこういうふうな条件で利用できますよ、このあたりの情報を必要とされている皆さん方にどのような方法で今は行政は届けているのか。ここを一つお尋ねします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

黒田議員の御質問にお答えします。

利用者の方にどのように伝えているのかという御質問でございます。

まず、生活に困られますと、町の福祉課、あるいは包括支援センターのほうに相談がございます。その相談に基づいて、丁寧な条件等の御説明を申し上げまして、周知をしているということがまず1点と、あと地域の民生委員さんですとか、地域包括支援センターのケアマネジャーさんなりが地域を回りまして情報を集め、対応してるということでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

地域の皆さん方、必要とされる方が、まず1つ目は、本人たちが取りあえず相談に来る、それに対して丁寧な説明をしていくと。本当にそのとおりだと思います。そしてもう一つが、地域に本当に足を置いておられるケアマネであるとか、地域の民生委員の皆さん方の情報を得る、2つ目ということで。本当にそのとおりだと思います。このことは、ぜひ地域の皆さん方の情報をもっともっと多く取り入れてくださって、複数の情報を一つにして、その特定の人を立体化していく、その必要性があるかと思いますので、より多くの情報を得るように、民生委員さんのみならず、いろんな場所で、いろんな形で情報を収集をしていただきたいと思います。

その次のちょっとお話になるんですけども、例えば生活保護の申請の受付をした場合に、生活保護の皆さん方の扶養照会、今まで扶養照会ですね、御親戚の皆さん、3親等以内でしたかね、皆さん方にこの方を扶養することはできませんかという問合せ照会をやっておりましたけども、これは今でも吉備中央町は行う状況なのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

利用者の方への問合せということでございますけども、こちらにつきましては、できるだけ多くの情報を寄せる必要があると思いますので、基本的には問合せはしておりますけども、場合によって申請者のほうが拒否されますと、それはそれで尊重しております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ただいまの課長のお話では、利用者のほうの状況によっては、扶養者照会を行わないというふうには受け止めました。ぜひそのあたりを徹底していただきながら、国のほうとか、厚生労働省なんかは、今年の初めに既にそれは十分配慮しなさいというふうな書面も出してありますし、ちょっとこの場合は私もホームページを見たですけれども、例えば扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば同居していない親族に相談してからでない

と申請ができないということはありません。これは、ホームページのかなり上のところへ大きく明記してありますので、ぜひそのあたりを担当の方々はしっかり含みおきながら、御本人の意向も十分聴取した上で、扶養照会については対応していただきたいと思えます。

次に、当然ながら、先ほど課長の説明の中でいろいろ必要な方に必要な情報を届けていただくとおもうんですけども、ぜひ私もさっき一番冒頭でセーフネットと話をしましたけども、最終的には残念ながら生活保護をしっかり利用してもらうことが、これも国民の権利ですから、それはぜひお願いしたいとおもうんです。ただ、そのもう一歩前の段階では、現在社協さんが受付してる緊急小口資金の貸付け、あるいは総合資金の貸付けなんか、貸付けっていうシステムもまだありますので、まずはそちらのほうの情報を提供した上で、これで何とか立て直しはできないでしょうかという説明をしていただいた中で、それでもその後どうしても、今回のコロナがどこまでこれから影響するか分からないですから、その影響下の中で、これはどうしても必要だということであれば、必要とされてる方の不利にならないように、ぜひしっかりとサポートしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは続きまして、小さい2番目の質問に入らせていただきたいと思えます。

吉備中央町、先ほども申し上げましたけれども、いよいよワクチン接種が始まりましたが、残念ながら収束というのはもう少し時間がかかるものと私自身は予想をしておりますけれども、そのような中で、最初にその影響、コロナの影響をこれから大きく受ける可能性がある、この皆さんは経済的、社会的に弱い立場の皆さんかと思われまます。そこで、吉備中央町では、高齢者、障害者、生活保護受給者、独り親家庭など、経済的、社会的に弱い立場の住民の皆さん方への影響は既に発生しているのか、あるいは今後発生が想定されるのか、仮に想定されるとすればどのようなことが予測されるのか、これをお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まず、御質問の弱者、高齢者、障害者、生活保護受給者、または独り親家庭などの経済的にも社会的にも大変弱い立場の方への影響でございます。このうち、高齢者、障害者、

生活保護受給者におかれましては、主が公的年金等で生計を維持されている方が大半でございます。そうした意味では、コロナウイルスの影響は限定的であろうかとも考えるところでございます。ただ、精神的な面は、大変影響が出ていると考えております。特に、高齢者の健康面につきましては、地区のサロンなどの交流の場が中止になりました。そのようなことから、人と人の交流や運動の減少、それに伴う認知機能や運動機能の低下が大変心配でございます。障害者につきましても、日中一時支援や通所の作業支援の利用者は、現実減ってはおります。しかしながら、休業というような大きな影響は出ていないのが現状でございます。ただ、今後そうした施設が休業となれば、大変大きな影響が出てくるものと想定をしております。また、独り親家庭につきましては、これにつきましては、収入の減少ということが少なからず影響が出てくるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、町長の説明の中に、高齢者、障害者、あるいは生活保護受給者の皆さん方は、経済的な面ではあまり大きな影響はないであろうという話でありました。その後の精神的な部分とか健康の部分、私はそこがこれからかなり大きく影響が出てくるのではないかなというふうに予測してるわけなんですけども、実は私も集いの場を昨年、昨年というか今もですけど、ちょっとお手伝いしてるんですけども、昨年このコロナで約1か月お休みをさせていただきました。その中、本当に1か月です、ですから回数からすれば、1週間1回ですから、たった4回か5回お休みをただけなんですけれども、利用者の方に実は歩けなくなった方も発生したり、それから施設へそのまま移られた方も現実に出ておられるようになってしまいました。ですから、本当にちょっとの期間と思いながらも、事は大きくなるのが、言葉で言えば、フレイルと呼ばれる、年齢を重ねることで生じやすい衰え全般を示す言葉というふうに私は聞いてるんですけども、そのフレイルが発生する可能性が高いと。ですので、ぜひ今回コロナによってこれからが本当に大きくフレイルというものが想定されますので、これに対してぜひ行政としていかにそのフレイルを抑えていくか。先ほど、施設は施設で本当に頑張ってくださいいただくことは当然必要だと思いますし、行政も今やっている集いの場、あるいはサロン、このあたりをしっかりと活用しながら、フレイルを抑えていく必要があるかと思っておりますけれども、その予防策、これを今何か行政のほうでお

考えなのかどうか、そのあたりをもし具体的なことが決まっているのであれば、教えていただければと思いますけど、お願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この御質問は、通告のちっちゃな3番に入るかなと思いますが、先ほど言いましたとおり、高齢者の方にしましては、特に緊急事態宣言のときに、地区のサロン等も控えていただくようお願いしたところでございます。そうした中で、大変議員も言われたとおり、本当に今度また出るのがおっくうになったとか、そして本当に行けないような方も見受けられるような状況でございます。

6月20日まで緊急事態宣言でございます。それ以後、岡山県におきましては、この宣言が解除されるような機運でございます。私ども対策本部におきましても、その後の対応を今検討し、また直前にも本部を開きまして検討するようにしております。解除されたときには、今全く閉鎖しております集いの場であったり、サロンであったり、そのような活動につきましては、安全対策を取った上で、ぜひ新たにまた進めていきたいという思いでございます。先ほど言いましたとおり、一旦やめたら、なかなか出る気持ちにならないという方も多々おられますので、そのあたりにつきましては、町のほうからぜひ声かけをし、また地域の方にも声かけをしていただいて、みんなでまた楽しくやろうよという機運にしていきたいと考えております。ただ、具体的な方法というのは、まだ定めてはおりません。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

高齢者の皆さん方、フレイルという状況にならないように、ましてフレイルから介護のほうへつながっていかないように、ぜひお願いしたいと思います。

私も、今回これを一般質問するためにちょっと若干ほかのことも調べていると、ある資料の中へ広島大学さんが調査されてるんですけども、今回の新型コロナの影響で在宅高齢者の約半数以上が認知機能や身体活動量の低下の影響が見られたというふうに回答されてるというような、そういうふうな事例も出ていました。ぜひ、その半数の皆さん方、決

して介護につながっていくとは想定できませんけれども、でもその中でも1人でも2人でもが介護のほうへ向かうということは、我々吉備中央町にとってもとても悲しいことでもありますし、最終的には財源にも影響してくる大きなことでもあります。ぜひそのあたりは防ぐような取組をしていただきたいと思います。

この取組の中で、先ほど町長の話はこれから考えていくと、これからどんどん変わってくると思いますので、ぜひそのあたりをお願いするわけなんですけども、実はこれから変わっていくということは、これからその想定に値する人たちがどんどん出てくる可能性がある。じゃあその人が今まで例えば地域の中の情報でつかんでた人以外の人も出てくる可能性があるわけですね、結局。だから、一番冒頭に言うたように、今度は情報の量がどうしても必要になってきますので、このあたりを考えますと、先ほど私もいつもここで何遍も言うんですけど、地域の自治会さんであるとか、さっきの民生児童委員さんであるとか、それから各種、それこそ今の集いの場とかサロンをやってる皆さん方、こういったところにそれぞれ丁寧にちょっと具合の悪い方はいらっしゃいませんかとかというような問合せ、あるいは情報提供を求める必要性があるかと思えますけども、このあたりは、取組とすればいかがでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

ぜひ役場からも、そういう機会があるごとに少しお邪魔させていただいて、そのような協力と情報提供も努めていきたいと考えております。また一方では、グラウンドゴルフであったり、そういう活動も今停止をさせていただいております。それにつきましては、本来に運動機能を高める、いい手段でもございますので、解除後には何らかの対策を取った上で、また活動していただくという方向づけをしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひ情報収集しっかりしていただいて、より多くの皆さん方の健康維持につながるようお願いしたいと思います。

それと、ごめんなさい、さっきの残ったんですけど、例えば独り親家庭さんの収入

減について、このあたりもこれからどういうふうになるか分かりませんが、行政のほうでしっかり下支えができるように検討していただきたいと思います。

次に、昨年もコロナの影響で集団検診の日程が延期されたりしましたけれども、今年度も従来であればこの6月頃には実施する予定でありましたが、集団検診も中止、あるいは延期ということになっているわけでありまして、集団検診の中止、ちょっと通告書は中止だけ書いとんですけど、あるいは延期になるんかも分かりませんので、延期、これによる今後の影響と、それに対する対策、これは現在行政としてはどのように考えられているのか。そして併せまして、この検診の中へ含まれるんですけども、例えば乳幼児健診、このあたりも分かる範囲でお聞かせいただければと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

集団検診の中止による今後の影響と対策ということでございますが、昨年度から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、特に集団検診につきましては日程の変更を余儀なくされ、受診者数が減少傾向にあります。今年度も、6月に実施を予定しておりました集団検診が中止となり、健診を予定して下さっておりました約380の方が健康を確認する機会を逃してしまうこととなっております。

個別健診につきましては、予定どおり実施しております。併せて、乳幼児健診につきましても、現在集団での健診は中止としており、個別での健診をお願いしております。個別での受診後、心配なことなどおありの方につきましては、随時保健師が相談に応じております。

今後の集団検診につきましては、健診機関と調整を行いまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、健診が受けやすい体制を目指し、皆様に健康づくりの第一歩として取り組んでいただけるよう体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ありがとうございます。

今説明をしていただいて、集団検診のほうを、これからどういう状況になってくるか分

かりませんけども、それぞれ町民の皆さん方の健康を維持するためにしっかりと再構築しながら取り組んでいくというふうなことだと思いますけど、そのお話の中で、ちょっと年々受診者が下がってきているというふうな話もありましたけども、このあたりもしっかりPRをしていただく部分と、それから私もちょっと集団検診のお世話になってるんですけども、実は数年前私集団検診にかかりました。かかりましたというんが、再精密検査要するということで精密検査へ行ったわけなんですけども、私自身もまだまだ元気であろう、大丈夫であろうと安易に構えてたんですけど、やはりそういうお知らせが来ると、一気に我が事となりまして、とって自分の健康に注意をするようになります、これは仕方がないっちゃあおかしいんですけども。ぜひそれらも含め、例えばこういうふうな事案があったときに、こういう人はとてもよかったよとか、そういう事例があればもうちょっと、本人に出て話をしてくださいというのは難しいとしても、文章化して、過去にはこういうふうな事例もありましたので、ぜひいかがですかとかというような、ちょっと呼び水的なことを検討されてもいいのかなと思いますので、そのあたりでお願いしたいと思います。

ごめんなさい。さっきちょっと乳幼児の健診のほうは、ちなみにどのような流れになるか。これも集団検診と同じように、また練り直しをして、もし可能ならどこかでやっていくというふうにとればよろしいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

乳幼児健診につきましては、その月齢に応じた時期に健診を受けていただきたいということで、個別健診での御案内をさせていただいております。その後、これから解除されましたら、予定どおりの方については集団で健診を行っていき、また個別健診を受けられない方につきましても健診を受けていただくように御案内をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

個別健診が基本ということで動く。

2人目、3人目を持たれたお母さん方っていうのは、これは慣れてるから大丈夫だと、ある程度大丈夫だとは思いますが、一番最初のお子さんを持たれたお母さん方にとっては非常に不安の中でコロナの中を生活されてると思いますので、ぜひ健診のみならず、いろんな相談をしっかりと行政のほうで受け止めていただきながら、相談に乗っていただきながら、支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

併せて、すみません、もう一個だけここでお尋ねしたいんですが、予防接種、これはどういふ形でやられていくようになるか、これもちょっと1つだけ回答をお願ひしたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

予防接種につきましては、コロナの影響ということはありませんので、その都度月齢の方には御案内を差し上げて、個別で接種していただくようにしております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

予防接種はそのまんまやっていくということに認められました。了解です。

では、次の大きい質問ではないですけれども、次の2番へ入りたいと思ひます。

次に、今回のワクチン接種につきましては、自宅からワクチン接種会場まで、いろいろな方がバスであったり、それから当然自家用車であったり、あるいは徒歩で、それぞれ移動されたと思ひますけれども、これは職員の皆さん方が全てを見てるわけじゃないので、全部はつかめないと思ひますけれども、全体的におおよそ見た中で、自宅からワクチン接種会場まで、これをそれぞれの接種対象、この皆さんどのような方法で移動したのか、そしてその際には、デマンドタクシーであるとか福祉タクシー、これらの利用はどの程度あったのか、このあたりが分かる範囲で構ひませんので、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

どのような方法で移動されたのかですが、まずワクチン接種専用巡回バスを利用された方が約180人おられました。また、ふれあいタクシーの利用が約10件、福祉移送サービスを利用された方が4名程度と把握しております。そのほかに家族が付き添ってこられた方が約300名程度おられました。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ふれあいタクシーのほうは10名ぐらい、それから福祉タクシーさんのほうは4人ぐらいというふうな数字だと今報告を受けたところですけれども、今回私もいろいろ近所の人等に聞きますと、家族の皆さん方がそれぞれ乗り合わせをしたり、御近所の方を積んでいたりとかという、そういういろんな工夫を確かにされていました。けども、確かにされる中でも、でも残念ながら、どうやっても足がないんだという方も、この方も確かにいらっしまったわけですね。そういった方々、我々の地域は地域としてしっかりフォローしていったわけなんですけれども、中には私は行きたいんだけども行けないっていう方が、足がないから行けないから私はワクチンを受けませんという方が実はいらっしまったんです、当初。それはあまりにも不幸な話ですよ、現実の話。その方は結局近所の方へお話をしたところ、ほんなら日にちを合わせた中で一緒に行こうということで、申込みを一緒にされまして、その方は無事に今打ってるわけなんですけども、今回私がここで聞いたことは、3月定例のときにそれぞれのふれあいタクシーとか福祉タクシーの利用率とか、そういったところをお尋ねしたんですけれども、その際に次のワクチン接種のときにそういうものを利用を考えられますかというお話をちょっとしたと思うんですけども、そのときはしっかりと活用してほしいというふうな執行部側の答弁だったと思うんです。そのあたりがしっかり利用していただけるだけの情報がきちんと出ていたのかどうか。確かに、バスのほうは、それぞれPRをしていただいたりとか、いついつ何時にバスが通る、これやってたんですけど、このあたりはいかがですか。ちょっとそのあたりだけ最終聞きたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

その都度その都度この制度の説明というのはやっておりますが、それが完璧かどうかと言われたら、また別問題でございます。ただ、今行ってることを少し言わせていただきますと、65歳以上の方で何ら受けるとも受けないとも、そういう返答そのものがなくて、どうされたのかなと思われる方が数百名おられました。それを今包括であったりとか社協にもお願いして、いろいろこの人はよそで受けとんですよと、この人は施設へ入っとんですよというのをさび分けをしまして、今一覧表を作っております。その一覧表を見る限りでは、物すごく人数が狭まっております。ただ、その方たちは、議員が言われるような何らかの支障があって、来たくても来られなかった方が含まれるのではなかろうかという思いがございますので、今その方たちは直接役場から電話をおかけし、アプローチをしております。その方の事情を聞きまして、受けたいという方におかれましては、それぞれタクシーの制度もありますし、またそれぞれ地域の方にもお願いしないといけないと思います。そういうことで、この制度そのものは、ある程度は把握されて、利用されたのかなというような数字上では理解を持っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、町長のお話の中に、次に聞こうかと思う部分もちょっと答えてもらったような形になるので、そこはちょっと割愛して、情報収集をしっかりとさせていただいてということで、私んところにも実は担当課のほうから相談があったんですけども、しっかり、これは本当に何遍も言いますが、情報収集をしっかりとやっていただいて、二重、三重になろうとも、その人を浮き上がらせる、この必要性がありますんで、お願いしたいと思います。

そのためには、その次の質問なんですけども、民生委員会さんや自治会さんのほうへさなる接種希望者の情報提供をお願いすべきだと思いますけど、先ほど町長のほうはしなきゃいけないかなという話がありますけども、このあたりされるのかどうか。そして併せて、移送支援、この辺の協力もぜひお願いできませんかねっていうことをされるかどうか、このあたりをお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

65歳以上の方で接種を受けていない方もたくさん現在おられます。包括支援センターなどと、先ほど申しましたが、連携を取るなどして、ただいま丁寧に情報提供を行っていきたいと考えて、行っております。

全民生委員や自治会に改めて協力の依頼ということは考えてはおりませんが、各地域で御協力をいただきまして、地域の要援護者につきまして御支援をいただけますようお願いしたいと思います。

任意の予防接種ということもございますので、各種団体への情報提供は難しいと考えております。各地域において、ふだんの見守りの中でお困りの声等がありましたら御連絡をいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

改めてのお知らせはしないということのようにちょっと受け止めたんですけども、私はそれが本当にいいのかなというのはちょっと疑問に思うわけですが、このあたりはぜひ今後流れを見ながら検討していただければと思います。

それでは、ちょっと時間がないので、大きい2番のほうへ入りたいと思っております。

IP無線について聞きたいと思っております。

今回、このIP無線、この定例会の一番当初に、一般競争入札によって購入契約ができて、事業としては既に進んでいるわけですが、その内容についていま一度お聞かせいただきたいと思っております。

まず最初に、IP無線とはどのようなものなのか、一般の無線と何が違うのか、どのような長所があるのか、このあたりをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

8番黒田員米議員の御質問でございますが、まずIP無線はどのようなものか、またメリットやデメリットについてお尋ねのようですが、今回導入いたしますIP無線は、携帯電話回線を使用した無線であり、全国で通信、通話が可能となっております。また、音声

以外に画像や動画のデータを送受信できるという形もございます。ほかのデジタル簡易無線と比較いたしまして、メリットは通信距離を問わないこと、無線の免許の取得や申請が不要なことなどが上げられます。デメリットといたしましては、携帯電話回線のエリア以外では通信ができないこと、これらが考えられます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、メリット、デメリットを説明いただいたわけなんですけど、その中で画像であるとかデータが今回の分は送れるというふうな課長の説明でありました。今回、吉備中央町が導入計画を持たれているこの機種は、ただいま言われた画像であるとかデータ、これは送受信ができるのかどうか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

画像の送受信、動画の送受信ができるかということなんですけど、これは実際にできます。と申しますのが、先般6月に訓練をさせていただきましたときにも、避難場所の状況等を実際に本部会議のテレビのほうへ映し出して、こういう状態でやっていますよということを確認しておりますので、電波が通るとこ、受信ができるとこであれば、その情報を得ることができるというふうに判断しています。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

画像データはできると。もう一つだけお尋ねするんですけども、例えばIP無線は、機種によってはIP電話を通じて通常の固定電話、あるいはスマホとか、そういった他の通信のほうへつなげることも機種によってはできるように聞くんですけど、これは今吉備中央町で考えておる機種の中ではできるのかできないのか、そこをお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

細かい使い方につきましては少し勉強不足の点がありますので、これから調査研究をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは次に、導入の内容についてお尋ねしたいと思います。

何個導入するのか、そして導入金額、そしてその本体を購入したら、このIP無線は通信費用がかかってくるかと思えますんですけど、その年間利用料を含めた年間維持費ですね、これをどの程度考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

2点目の御質問で、導入の内容でございますが、導入の台数といたしましては75台を購入をいたしております。これは、全て買取りでございます、購入金額は660万円、税込みとなっております。

次に、年間の維持費及び通信料でございます。今度購入しました1台当たりの機種の間年の維持費といたしましては、2万3,670円を考えております。全体では178万2,000円程度と考えております。ですが、現在のアナログ無線機、現在使用しております無線機につきましては、免許の更新費用や保守管理費用、これが年間約40万円程度、それからその無線機の電波利用料が年間約180万円程度かかるという形で判断しております、その合計額が220万円程度必要となっておりますので、結果、IP無線機の方が安くなるという形を判断をしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

75台で660万円ということで、了解をいたしました。

そのときに、ちょっと1つだけ機種ご購入のメーカーですよね、アイコムとかいろいろあると思うんです。ちょっとそこだけ一つ、分かるようであればお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

細かい機種につきましては、今すぐちょっと把握してないんですが、NTTドコモの回線を使わせていただきますので、ドコモ関係の会社からという形を考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ドコモということで、次の質問を答えていただいたんで、了解です。

先ほど、課長答弁で、75台の導入というふうな説明がありましたけれども、その導入後の配備先、これはどこを想定しておられるのか、お知らせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

導入後の配置につきましては、75台のうちの12台、これにつきましては、災害対応時の避難所運営とか対策本部のほうへ使おうと思って12台を考えております。残りの63台につきましては、消防団団員用といたしまして、団本部へ3台、それから団の車両が20台ございますが、それぞれ3台ずつ配備する予定で考えております。よろしくお願ひします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

基本的には、災害対策本部、それから消防団というふうにお聞きしました。

この後、ちょっと聞こうと思うんですけど、追加導入は、その利用頻度とか考えた後

に、ひょっとしたらこれは便利だからもっと使おうというふうな計画をもし持たれたときには、例えば学校などの教育現場であるとか、それぞれ避難場所であるとか、あるいは社協などの他の団体への貸出しとか、そういったことは計画をされるのかどうか、ちょっとそこらあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

利用しやすさとか、それからこれをもっともっと広げなければならないという判断が起きた場合にはそのことも考えられますが、該当される関係箇所が多種多様になると思います。その辺も十分精査して、今後研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは、この導入に当たっては、いろいろ考えられたんだと思います。デジタル簡易無線とか、いろいろ考えたんでしょうけど、今スマホを使ったIP無線アプリというものもありますけども、そういったものも検討材料に含まれたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

いろいろというほどでもないんですけど、現在のアナログを基地を改修して利用すること、それから簡易なデジタルの無線に変えること、また先ほど議員がおっしゃられましたIP無線のアプリ、これについても検討いたしました。実は、IP無線アプリのほうにつきましては、各スマホで実際に使うことは可能でございますが、各団員さん、お持ちの方の携帯電話にそのアプリを入れていただきまして、それで使用するという形になります。個人の財産の利用となりますので、それにつきましては、すみませんが、排除させていただきまして、次の現在のままのアナログを継続するための基地の改修も考えましたが、これを改修するためには数億円かかるという改修費がかかりますので、これも削除というか、考えから外させていただきました。またデジタル簡易無線のほうも考えましたが、通

信距離が限られて、狭いエリアでしか通信ができないということから、今回の I P 無線のほうの導入のほうへ決めた次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

8 番、黒田員米君。

○8 番（黒田員米君）

それぞれメリット、デメリット等々を検討をしながら、最終的にこの I P 無線の導入に至ったというふうに聞き取りました。

それはそれで結構かと思うんですけど、一番気になるのが、これは過去に同僚議員も質問してたと思うんですけども、I P 無線の一番のデメリットである、先ほども課長が言われましたけども、携帯無線の電波が届かないところでは利用ができないというのが一番のデメリットなわけでありましてけれども、今回導入する I P 無線については、町内における不感地帯の確認をされたのか、お尋ねをしたいと思います。そして、町内において不感地帯があるとすれば、導入後、その不感地帯での運用はどのように検討されているのかをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

議員も御心配のとおり、一番電波が通じない不感地帯というものがございまして、状況が入ってこないし、電力がつかないという形になりますので、ここにつきましては、この後御説明させていただきますが、まず今回の N T T のドコモ回線を使う形に決めた基となりますのが、調査を実際にいたしまして、町内の指定避難所、町が決めております指定避難所で通話ができなければならないということが大前提でございますので、その通話エリアの全部の調査をいたしました結果、全ての避難所で N T T ドコモの携帯電話回線が通話できたという形がございまして、ドコモの携帯電話通信として決めさせていただきました経緯がございまして、といたしましても、全てが 1 0 0 % カバーできているわけではございませんので、さらに不感地帯を調査を進めまして、どのようにそのカバーを広げていけるかということの研究し、各機関へお願いすることがあれば、お願いしていこうという考えでおります。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ただいま課長の話で、指定避難所のほうで確認をしたということなんですけども、これ例えばですけども、私の近所へ避難所があるんですけども、この避難所は、携帯電話が建物の中は出ないんです。外は出ます、外は。そういった中で本当にできるのかどうか。今は、レピータとかというようなもの、その中継基地ですね、中継基地もあるようにもお聞きするので、ぜひ不感地帯によって利用ができないということが、これはあってはならないことになりますので、ぜひ対応策をよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、この吉備中央町は、今地盤が安定しているということで非常に全国へ打って出てるわけですけども、多分大きな地震はないとは思いますが、今後近県では東南海地震等々も予想されます。そういったときに、電源のダウン、これは想定に入ってくると思いますので、吉備中央町内で大きな電源のダウンになったときに、このIP無線が本当に必要なときに使えるのかどうか、そのためには、こういうふうなバックアップの計器類があるんだということがあれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

まさかのとき、有事のときのバックアップ体制ということでございますが、今考えておりますのは、基地局の関係で、1つの基地局がもし何らかの状態で使用不能になったときという形を御説明させていただくんですが、通常の携帯電話の基地局におきましては、約5キロ程度をカバーする範囲で設置しておるようでしたが、東日本大震災等以来、各社の御努力によって、現在は十数キロをカバーする基地局を立てておられてるようです。その中で、1つの基地局が使用不能となったときには、周りがバックアップできるという形に考えておりますので、そういう場合には、通信不能に陥る確率は低いものと考えております。中四国一帯に大きな被害が起きたときとなりますと、通常の通信機能は全てがストップすると思いますので、そこまでは想定はしておりません。各基地局がという形を考えておりますので、それでは大丈夫かなという判断をしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

大きな災害がないことを祈るわけでありますけども、もしものときには活用できなければ意味がありませんので、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、これと同時に、さっき課長の話がありましたけど、最終的には大きなことは想定してないけれども、もしも、もしも、もしものときにこれが使えない場合には、当然携帯電話も使えないわけですけども、そういったときに逆に言えば、デジタル簡易無線なんかが生きてくるわけですけども、そのあたりはどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

もしも、もしものことは、当然必要です。これから十分研究させていただきまして、対応ができる方法を勉強させていただこうと思います。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひ、せっかく大きなお金をかけて導入していく機器でありますので、本当に使わなければいけないときに使えないということがないように、しっかりと検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

4番、渡邊です。

昨日、母の2回目のワクチン接種が終わりました。付添いで行かせてもらいましたが、2回目は車椅子をお借りしました。そのときのスタッフの対応は大変すばらしく、母も大

変喜んでいました。感謝申し上げます。

先日、実家の両親の集団ワクチン接種初日に付添いで行ってきましたが、吉備中央町で先に経験していましたので、よそを見て気づくではありませんが、改めて吉備中央町の会場設定や準備、スタッフの動きなど、いろいろと御意見や大変なこともあったとは思いますが、日々気づきを形に変えて対応してくださっているのだろうと想像でき、本当にすばらしいと思いました。どうかお疲れを出されませんように、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、一括質問で質問させていただきます。

大きく分けて3点です。1点目、コロナ禍での学校生活について、2点目、施設整備について、3点目、マイナンバーカードについてです。

まず初めに、1年以上続くコロナ禍での学校生活について、行事の中止や修学旅行、運動会などの延期、縮小されてきている中、児童・生徒に何か変化はありませんか。また、今年度は授業でプールが行われるということも聞きましたが、今の子供たちの様子や状況などお聞かせください。

次に、ニュースでも取り上げられましたが、今年2月に大阪の小学5年生の男子が体育の授業での持久走の後亡くられるという痛ましい事件がありました。マスクと死亡との因果関係は判断できていないようですが、マスクについてはつけてもつけなくてもいいと指導されていたようです。そして、体調不良を訴えたときには、顎の下にマスクはあったということです。

ここでお尋ねしたいのは、学校生活の中でのマスク着用についてです。マスク着用は、感染症対策としては基本となっています。身体的距離が十分取れないときはマスクを着用させること、児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適正に対応できるように指導するというような文章もありました。また、体育の授業に関しては、文部科学大臣も11日の記者会見で、校庭を使った体育の授業では間隔を広く取ってもらえればマスクは要らない、現場での徹底をと発言されています。しかし一方では、児童・生徒がマスクの着用を希望する場合、マスクの着用を否定するものではないが、体調の変化には注意するという文章もあります。私自身、学童で児童たちと遊ぶ場合に、マスクの着用について、校庭で遊ぶ場合、室内で遊ぶ場合、体育館で遊ぶ場合と、常にマスクに対して注意を払います。校庭ではマスクを外していても、体育館でバレーボールやサッカー、バドミントン

など運動する場合には、マスクの着用には非常に気を遣います。感染だけではなく、これからは熱中症も気をつけなくてはならないからです。場合によっては、マスクを外すように声がけをしても、外さない児童もいます。その場合、外すことを強制はできません。町内にある学童の先生方も皆さんマスクについては非常に注意を払い、日々子供たちに接しています。学校でも、先生方には常に児童・生徒の感染症対策や健康に気を配っていただき、感謝申し上げます。また、体育の授業では、感染症対策に加え、先ほども言いましたが、これからは熱中症対策も重要となり、マスクの着脱についても児童・生徒一人一人を今まで以上に注意深く観察が必要となってきます。また、学校の中だけではなく、登下校についてもお考えいただいております。バス通学の児童・生徒については、マスク着用の徹底を図っておられますが、徒歩での集団登下校に関しては、マスクの着用についてやはり熱中症の危険も出てきます。いろいろな場面でのマスク着用についてお考えをお聞かせください。

次に、施設整備についてお尋ねします。

今年初めの雪が降っている日、庁舎2階から外を見ていると、雪の中、車椅子のお年寄りの方が車に乗ろうとされていました。横に介助の方がついておられましたが、なかなか車に乗られず、困っているように感じたので、走って車のところへ行きました。雪も降っているし、私自身介護の資格もあったので、お手伝いをさせていただきました。車椅子は、庁舎のものを借りられていたので、私が返しに行かせてもらいましたが、何か困ることがないかとお聞きしました。すると、車椅子を使うのに、スロープの位置が不便だと言われました。それは、庁舎正面に車を止めていたこともあるかと思いますが、車椅子の方や介助が必要な人の場合、雪や雨など天候が悪いときは、今日もとても雨が降っていますが、そういう場合、どうしても入り口近くに止めたくなるのも理解できます。しかし、庁舎前には、ほっとパーキングが設置されています。ほっとパーキングとは、車椅子マークの駐車場を必要とする方が利用しやすくするために、平成22年にほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度が始まりました。ほっとパーキングは、車椅子の方やけがや高齢で歩行が困難な方、妊婦さんなど、必要な方が使えるということです。その駐車場ですが、果たして必要な方にとって本当に利用しやすいものとなっているのでしょうか。

令和元年に吉備中央町障害者等地域自立支援協議会から、町長宛てに障害者用駐車場に屋根の設置か、せめて総合案内につながる呼出しベルの設置の要望書を提出しましたが、難しいとの返答がありました。その理由は、現在の場所では、スペースの問題と建築基準

法の関係で無理だったようです。しかし、福祉の町だとうたっている吉備中央町で、町の要でもある庁舎のほっとパーキングに屋根がないということで、車椅子の方だけではなく、本当に必要な方々が利用しにくく、困られている現状に対してどのようにお考えでしょうか。困っておられる方のために、ぜひ改善をお願いします。

次に、トイレについてです。

以前にも定例議会で一般質問に出たと思いますが、ここでは特に町内の観光地に設置されているトイレ環境です。何か所か視察してまいりましたが、設備として古いのは仕方ないとしても、清掃が行き届いてないところや全く利用できないところもありました。以前は、障害者用トイレと言われていましたが、現在では全ての人に使いやすくと、ユニバーサルデザイントイレと言われるトイレも出てきました。そう言われるだけあって、誰でも使えるようになり、便利にもなってきました。しかしながら、本来は、一般トイレが使いにくい人のために障害者用トイレがあります。一般トイレの状況にもいろいろと問題がありますが、あまりに使うに耐えない障害者用トイレがあります。自分独りではトイレに行けない人にとって、本人だけではなく、介助をする人にとっても、そのトイレを利用するしかない場合には、どれだけの我慢とつらさがあるのか、私自身身をもって感じております。私が言いたいのは、障害者用トイレのことだけではありません。例えば、宇甘溪にある岩屋のかわやは、桜や紅葉といった自然豊かな吉備中央町の観光地のトイレとしてはとても残念です。水の関係が大きいとは聞いています。水道水を引けたら一番いいのかもしれないませんが、何かいい方法はないでしょうか。また、加茂川庁舎の外にあるトイレ、加茂川円城の道の駅のトイレ等、多くの人々が利用するトイレは気持ちよく使いたいものです。私たちも、観光先でのトイレはとても気になります。気持ちよいトイレにこしたことはありません。ふだんの生活の中でも、外出の際には気持ちのよいトイレを選んで利用します。町では、新しく整備されてきているところもあると思いますが、全てのトイレともなると、時間も費用もかかります。まずは、トイレが設置されている管轄課で再度点検なりしていただいて、気持ちよく利用できるトイレを目指して、清掃を含めた環境設備や、せめて主要な箇所には、改修なり、ユニバーサルデザイントイレの設置など、期間を設けてでも、順次取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

最後3点目ですが、マイナンバーカードの現状と今後の対応についてお尋ねします。

マイナンバーカードが交付されて5年余りたちますが、マイナンバーカードは、確定申告や行政の各手続がオンラインで可能になったり、本人確認の証明に利用できると言われ

ています。例えば、高齢になられて運転免許証を返納された場合などでも、本人を証明するのに大変有効です。現在行われている新型コロナワクチン接種でも、本人確認の証明として利用できるそうです。

それでは、このマイナンバーカードですが、吉備中央町の皆さんの取得率はどのくらいでしょうか。また、このカードの必要性やカードの活用についてなど、どのような御認識をお持ちでしょうか。そして最後に、もしマイナンバーカードの必要性があるとするれば、今後どのように町民の皆さんに普及されているのか、以上に点についてお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、4番、渡邊議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1番のコロナ禍での学校生活につきましては、この後教育長から答弁をいたします。

施設整備についての御質問ですが、本当に大変重要な提起をしていただいたと考えております。賀陽庁舎正面の玄関横にある駐車場でございます。入り口に近い駐車枠2つをほっとパーキングとして指定をしております。これにつきましては、御存じのとおり、屋根もなく、そこで雨の日は雨にぬれながら何とか降りて、それから玄関へというような、大変不便を感じる、ほっとパーキングでございます。これにつきまして御要望を私もいただきまして、検討をいたしました。そうした中で、やはり何メートルか離れてないところについてはなかなか難しいとか、屋根をつくるのが。それから、壁面に屋根をつけるのは、建築基準法上、壁面全てを少し変えないといけないというようなことで、なかなか前に進んでいないのが現状でございます。しかし、私としては、何らか解消したいという気持ちがございますので、今2つ同時にするのであれば、壁面からの距離が建築基準法上の基準をクリアしないのであれば、取りあえず1つでもいいから屋根をつけよう。そして、前要望がありました、そこでぬれずインターホンを押せば、総合窓口の者につながって、その者が障害者の方が降りられるときにちょっと手伝いに来れるというような、できることをやっといこうと今思っております。ぜひ早急にそのことを進めていきたいと考えております。

そして、トイレの件につきましては、どこに行ってもトイレがきれいでない観光地は、人が来るのがだんだんだんだん減少します。やはり今は、観光地それぞれの公共施設、トイレが物すごくきれいになってきております。そうした中で、吉備中央町は、まだまだ水洗トイレでないところも多くございます。まずは、水洗トイレをやっていきたいと考えております。

また、維持管理につきましては委託を出してございまして、それぞれ清掃をしていただいております。それにつきましても、なかなか手が行き届かないようなところもございまして、これは担当課にも見回りをさせまして、きれいな状態で使っていただけるような今後努力をしていきたいと考えております。

また、岩屋のかわやでございます。これは、吉備中央町の宇甘溪玄関先にある大変有名なトイレでございます。当時は、流し水を循環してエコのトイレというようなことで、大変有名になりました。ただ、その巡回水がなかなかろ過せず、汚いというような今状況でございます。これにつきましても、私も行きました。それと併せて、特に女性の方が入りにくいと、怖いというようなイメージを持たれておられますので、植栽を短く切るとか、照明を少しつけるとか、そして汚い水につきましては、言われたとおり、水道水をあそこにつけるとか、浄化槽をつけるとかというのは、大変な費用がかかります。その循環を、年2回ほどやってたところを3回、4回と巡回槽の清掃をすることとすることに心がけていきたいと思っております。

もう一つ、吉備中央町は、2つの道の駅がございまして、それぞれ設備がある程度整ったところではございますが、加茂川の円城道の駅につきましては、大変古いものでございます。かねてから、あそこの改修を念願しておりましたが、今年やっと県のほうが予算を取っていただきまして、繰越しのような格好ですが、ここでトイレの改修が始まります。きれいなトイレになることを期待しております。

そのように、いずれにいたしましても、トイレにつきましては今後とも清掃に努めて、皆様方が使いやすいトイレを目指していきたくと思っております。

次に、マイナンバー制度でございます。

この制度は、便利な暮らし、よりよい社会を目指し、住民票を有する全ての人に個人番号を付して、社会保障、税、災害対策の3分野で情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認するものでございます。期待される効果といたしましては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現であります。マイナン

バーカードの交付状況は、5月31日現在、交付件数が2,775件、交付率24.8%でございます。昨年度から申請件数が増加をし、今年度に入り毎月200件を超える交付を行っております。多くの方の交付申請があり、毎週水曜日の延長窓口などでも対応をしながら交付をしているところでございます。

今後の取組といたしましては、機器の整備を行いまして、出張でその申請が受けられるというような取組もしていきたいと考えております。また、今までは吉川支所ではその申請受付ができませんでした。これも吉川支所でできるように、今後検討をしていきたいと考えております。その上で、またマイナンバーカードの利活用や、このように簡単に申請ができるんだということを広くPRを行うことが大事だろうと考えておりますので、そのPRの情報発信にも努めていきたいと思っております。そうした中での交付率のさらなる向上を今後目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

4番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会では、文部科学省が示す、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、これにのっとり、感染症対策と教育活動の両立に努めるよう学校を指導しているところです。現在までのところ、学校行事が縮小、延期された場合には、代替措置として、例えば運動会であれば体育フェスティバル、スポーツ発表会等の名称でそれまでの練習の発表の場をつくり、予定日に実施し、延期、縮小された行事を2学期に行うなどの教育現場での工夫により、当初は寂しさを感じる児童・生徒も、さらによい行事にするんだといった新たな目標に向かってチャレンジする意欲が芽生えるなど、うれしい効果も出てきております。以上のことから、現在までのところ、子供たちがストレスを抱え込むといったような報告は上がってきておりません。このことは、教職員の努力、児童・生徒の意欲、保護者の方や地域の皆様の御理解、御協力があったのことで感じており、感謝を申し上げます。

次に、体育の授業、部活動を含めた運動時のマスクの着脱につきましては、文部科学省から運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、地域の感染状況を踏まえ、児童・生

徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じることと示されており、この方針に沿って対応をしております。また、熱中症事故の防止などとともに、学習前に児童・生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童・生徒の体育の授業への参加を見合わせるなど、安全に十分努めるよう学校を指導しているところです。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

御答弁ありがとうございます。

まず、今教育長からお話がありました学校の子供たちの様子は、よく分かりました。子供たちも、代替措置の行事に前向きにチャレンジをしているということでうれしいということをしていただきましたが、本当に学校の現場では先生方がいろいろと工夫され、頑張ってきていただいているおかげで、元気な姿を私も見ております。子供たちの元気な姿が今後続くように、どうかよろしく願いいたします。

また、熱中症対策が本当にこれから大変となってきますので、先生方もそうですが、皆さんそこら辺のところを気をつけて行ってほしいと思います。

ただ、ここで1つなんですけれども、登下校についてのマスクの着脱について、このところをもう少しお知らせください。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

渡邊議員の御質問にお答えします。

登下校につきましては、学校長判断ということになるかと思いますが、間隔を前後に空ける等々の判断がきちっとできて、そして安全が確保できて登下校ができるのであれば、それも可というふうにされている学校もあるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

各学校長の判断ということではありますが、なかなか先生方が言われるには、学校を一步

外に出ると目が届かないというところもあります。ここら辺のところは、保護者の方も子供たちの声かけが大事になってくるのではないかと思います。まず、家を出て家に帰るまでが学校と考えるならば、本当にそこら辺のところを子供たちの安全・安心が一番なので、皆さんで、例えば通りかかっているときには声をかけたりとか、そういうところをふだんより指導なり声かけなりが必要となってくるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

障害者用の駐車場についてですが、町長の御答弁にありましたが、本当に前向きに御検討いただき、ありがとうございます。不便を感じるという気持ちが改善の方向に向かっていくのではないかと思います。この不便を解消するために、いろいろ行政としては取り組んでいただけるとありがたいなと思います。

ということで確認をしますが、2台分今確保されている駐車場が1台にはなるということですが、まずは屋根がつき、ブザーがつき、利用するときには人の手が加わり、利用しやすい駐車場になるということでよろしいでしょうか。また、これに関して、今後1台とは言わず、できるところから取り組んでいただいて、ぜひ増設をと思いますが、このところについては、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私、先ほど言いましたとおり、障害者用の駐車場、大変不便を感じているということは私も理解しておりますので、できることからやろうと。ということは、建築基準法の中でそれをつつかなくてもできることをやろうと強く思っておりますので、何らか早急に形になるようにしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

4番、渡邊順子君。

○4番（渡邊順子君）

ありがとうございます。

できるところから早急に対応していただける、この早急にというところをよろしく願いいたします。本当に必要とされている方が便利に利用できるようになってくれるのが一番だと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

また、改修に当たっては、スロープなど動線も考えて、総合的に使いやすい駐車場になるように希望します。屋根がつけばいい、ブザーがつけばいいだけでなく、総合的に庁舎のほうにスムーズに入れるように、そののところを改めて町民の皆さんや必要な方のためによりしくお願いいたします。

トイレについてですが、御答弁いただくことはよく分かりました。トイレは、誰でも使うものであり、気持ちよく使えるにこしたことはないので、本当にすぐには解決できないこともあります。先ほど道の駅円城のトイレについては予算がつき、改修できるということで、とてもきれいなトイレになるということを本当に期待していきたいと思います。まずは、気持ちよく使えるということを考えていただいて、できることからぜひとも取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

最後に、マイナンバーカードについてですが……。

○議長（難波武志君）

再々質問が終わっておりますので、一般質問を終わってください。

○4番（渡邊順子君）

質問はせず、今まとめに。大丈夫ですか。

○議長（難波武志君）

それでは、質問でなしに、まとめで終わってください。

○4番（渡邊順子君）

すみません。

マイナンバーカードについてですが、近隣の市町村に比べて取得率が低いということは分かりましたが、毎月200件を超える今交付があるということで、今後増えていくのではないかと期待しております。また、利用の範囲が拡大され、マイナンバーカードの必要性が高まるとの御認識で、広報活動と普及の促進を図られるということを伺いました。マイナンバーカードの必要性を理解し、機能や活用など、町民の皆さんに広く周知し、マイナンバーカードの取得や活用しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたいと思います。ぜひ取組として成功させていただけるよう改めてお願いして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで、渡邊順子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

9番、日本共産党の日名義人です。

早速、通告に基づいて、一問一答方式で質問を行っていきます。

いわゆるコロナ禍、町内では、つい3波まで発生者ゼロ。この間、無責任な言い方ではありますが、よそごと、テレビの世界の出来事のように見てしまっていましたけれども、ところがついに町内でも2020年2月1日付で感染症法上の指定感染症に定められた新型コロナウイルス感染症の感染者、患者発生情報が流れました。いよいよ吉備中央町も例外ではなかったかと、こういう感を持ちました。

感染症法の定めでは、その多くの措置が都道府県知事または保健所設置市町が実施主体であり、実務を担うのは自治体の担当部署となっています。また、法第19条の感染症指定医療機関への入院も規定されていますが、我が町でも、法でいう諸実務がいよいよ現実的な課題になってきたというふうに改めて思われました。

ところで、町民の多くは、オフトーク、吉備ケーブル配信で町内感染者発生情報を入手したのではないかと思いますし、一遍に不安も広がった、そういう感がいたしました。と同時に、そのタイミングで吉備中央町ではワクチン接種も始まり、高齢者から始まるワクチン接種、関係者の皆さんの努力で非常にスムーズに進行中というふうに聞いています。関係者の皆さん、御苦労さまです。しかし、こうした状況下、町対策本部は、今まで以上に身近な問題としての個々の感染経路はもとより、入院、医療体制状況など、情報が、周囲の状況も含めて、リアルに入手できるようになったのではないかと思います。そういうふうに受け止めた上での質問です。

1つ目、対策本部は、感染当事者、家族、濃厚接触者などの関連情報下に新たな感染予防対策を切迫感を持って始終検討されていると思いますが、対策本部の現下の対応状況を聞かせていただこうと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

9番、日名議員の対策本部の現下の対応状況の御質問でございますが、町では、新型コロナウイルス感染症への対応を県、保健所の指導の下、可能な範囲で必要な措置を行っているところでございます。しかし、個人情報保護の観点から、感染者が特定できる情報の提供は得られないため、また特定の人物、団体、地域への働きかけもできないため、全町民を対象といたしました蔓延防止の働きかけとクラスター発生を防ぐための公共施設の利用停止等の対策を行ったところでございます。

また、ワクチン接種等、必要な事業につきましては、先ほど議員言われたとおり、しっかりと3密を避けて、安全ということを心がけて行ってきております。今のところ、その対応につきましては十二分に発揮し、スムーズな対応ができているものと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

発症者の出たことでも、法律に基づいて対応している、とりわけ個人の存在が浮かび上がったりしないように、そういう配慮も続けてやっているんだということですが、しかし現実に起こっている状況というのは、遠くの問題ではなくて近くの問題であり、よりリアルにクラスターの今後の発生する可能性も想定した対応、例えばすぐ頭に浮かぶんですが、学校関係、学童、あるいは幼・保、小・中学校の対応、さらには広い場合には、休園とか休校、学級閉鎖等々が考えられると思います。さらには、高齢者福祉施設への対応、こういったことも考えなくてはならないでしょうし、ましてや要介護者、高齢者家庭、独り親家庭、ケースごと、もし発症した場合には、その人たちは療養に入るわけですから、自宅または集団の宿泊施設等が想定されますが、こういった療養の在り方等も相当綿密な対応、準備が必要かと思うんですが、そういったことが都道府県知事、あるいは保健所からきちっとした指示等が来ているかどうか、もししっかりしたものが来ておれば安心だなというふうに思いますので、そのあたりの様子をお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まず最初に少し補足しておりますが、感染者が町内で出たとき、保健所等々からはどここの誰ですよという情報は、県のほうからも私どこのところへ入ってきません。ただ、吉備中央町内に住所を有する方が感染しましたという情報のみでございます。そうした意味では、県もそれぞれのプライバシーをしっかりと守った情報提供をされてるんだろーと思えます。

そして、今後町内クラスターも想定した対応が必要ではと、そのとき学童クラブ、幼・保、学校、高齢者施設等の対策というような御質問だろうかと思います。

これにつきましては、高齢者福祉施設内で新型コロナウイルスの感染者が発生し、集団感染、クラスターへの拡大した場合や感染拡大のおそれがあると予測された場合には、保健所や感染対策に係る専門家や医師、看護師等で構成される岡山県クラスター対策班、これOCITと言いますが、それが現地へ派遣されるようになっております。そして、そのものが感染拡大防止の活動を行うという取決めになっております。そして、町はその活動の一部、感染状況等の情報収集を行うようになっております。そしてまた、県に設置される対策本部との円滑な情報共有を図るために、情報連絡員リエゾンの派遣が求められる場合も出てきます。そうしたことも踏まえまして、情報連絡員リエゾンの派遣候補といたしまして、福祉課から4名、県において登録を完了し、県主催の3回の研修を受けさせております。そのようなときがあったときには、現地での活動内容の把握をしっかりと行えるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

対応する体制も、担当部署、それが4名にという限られた人数を中心にしながらということにとれたんですが、そうではありませんね、もっともっと広い意味での。はい、分かりました。これはもう一遍お聞かせ願います。

それからもう一つは、保健所等の指示、これは岡山県下が一定の条件、保健所、入院、

医者の確保等がそろっていることを前提にした対応の基本だと思うんです。ところが、現実には、いつ状況が逼迫して、かなり厳しい状況だということがこの間言われてきましたよね。特に岡山県の場合、全国でも10番に入って云々っていう、そういう状況がテレビ等でも報道されてました。そういう状況下での対応という意味では心配ないのかどうか、このあたりをもう少し詳しく教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

医療機関の緊迫状況でございますが、岡山県におきましてはレベル4というような状況になりました。大変県下の医療機関、特に患者を受け入れている医療機関につきましては、大変緊迫したというような状況だったろうかと思えます。ただ、吉備中央町内の医療機関につきましては、そのようなコロナに関係したことでの大変緊迫する状況というものはあったということは聞いておりません。

それから、先ほどりエゾン、情報連絡員でございますが、それを4名配置してるということでございまして、そういうクラスターが起こったときには、まずは保健所が主導でその対策に当たります。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

医者の逼迫状況ですが、私たちの周りで一番心配な会話というのは、自宅でお医者さんを待っていて、医療機関との連絡が取れないまま亡くなってしまったというふうな、そういう人たちの情報が入ってきますよね。そうすると、吉備中央町では、想定されるお医者さんとか医療機関、そういうものがさっと浮かべば、ああ自分たちはあそこへ行ける、ここで対応してもらえということだと思うんですが、そのあたり綿密な状況がつかれるかどうか、もう一遍安心・安全のためにお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

そのような救急搬送、また医療機関の決定等々につきましては県の事項でございます、その事項が町のほうに、どういう状態で、どこに患者が入院されるとか駄目とかという情報は入ってこないです。ただ、県のほうには、それぞれの対応について確保できるようにお願いしますというような要望は常にやっております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

その辺のリアルな情報提供が、私は町民が安心しておれる大切な勘どころじゃと思うんですが、保健所が何にしてもそういう対応をしない以上仕方がないわけですが、その点何らかの機会に保健所と県に対して言えるチャンスがあれば、ぜひリアルな情報をということを要請していただけたらと思います。

もう一点、付け加えるような質問ですが、ワクチン接種、効率よく進んでいるということですが、考えてみれば、高齢者優先というふうな対応が一応基本だったと思うんです。ところが、そこに仕事上従事されてる人、あるいは幼・小・保、学校、学童等の従事しておられる方々等は、年齢65ではない人たちもおられるわけで、そこら辺の優先接種というふうなことは、実態はどうなんでしょうか。ちょっと付け加えの質問です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

通告にない、突然な質問ではございますが、優先接種につきましては、既に決まった優先接種は、ここでやっております、既往症があるとか、いろいろ。そのほかの職種による優先接種、これにつきましては、優先接種の枠の中で余裕が出てくれば、子供に接種する、例えば保育園、幼稚園、認定こども園の職員、それから調理師、そして先生方等々については、この枠の範囲でなるべく早く受けていただく必要があろうかと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

付け加えの質問にも答えていただきまして、ありがとうございました。

ということで、コロナ対策、要するに、よそごとであったものが本当に身の回りで起こ

る、またそれに対応を迫られていることが、改めてしっかりと踏まえらるるということの必要性を感じたということなのです。

次の質問に移ろうと思います。

いわゆる3月議会、または12月議会でも続けてデジタル化社会問題、スーパーシティとの関連で質問をさせていただこうと思います。話の内容では、ICT教育についても続けさせていただくかもしれません。

ところで、今考えてみれば、スーパーシティをめぐっては、昨年5月の国家戦略特区法が改正された、いわゆるスーパーシティ法が法制化、9月が施行。本町では、住民説明会も含めて、前後検討委員会が開催されましたし、そのための準備等も進んできた。要するに、吉備高原都市スーパーシティ推進協議会が発足して、確実な動きをつくっている、組織と構想づくり。3月の公募にも応募ができた。さらに、その締切りがちょっとどうなったのか、締切り後の後、6月と言っていたのが、7、8月になるかもしれないというふうなことも聞かせてもらっていますが、ある意味ではこちらの取組としては着実に準備をして進んできたことだろうと思うんです。これに対して、住民から私は幾つかの反応を聞くことができるんですが、1つは、吉備高原に住んでいる人たち、ちょうど70年代の後半でしたかにやってきた人、あの当時、すばらしい町ができる、期待してやってきた、ところがなかなかそうはいかんかった、土地の値段、こんだけ下がったよというふうな話も聞きながら、このスーパーシティ構想、この問題でそれが回復できたらいいなというような期待感をさせてもらいましたし、年取って本当にいろいろサービスを新たに提供してもらえる、それは魅力だなということと、それから外から、そういう町なら吉備高原へ引っ越ししてこようかというふうな会話を、嫁いでいった先の家庭でしてるよというふうな話も聞きます。そういう意味では、比較的好意的に受け止められてることもありますし、それから同時に個人情報問題など、今の社会の状況、日本の情報を反映した心配事も出ているというふうに思います。そういう意味では、新聞紙上でも特にヨーロッパのEUの個人情報等に対する動きというのが報道されて、かなり個人情報問題が人権の問題として押さえられて、そして個人情報を守ることの意味、例えば自分の情報が出て、出るための了解、取り戻すこともできるような、そういうところまで論議がされているということです。そういう意味では、日本の場合、個人情報を守るということの意味がまだまだ後れているかな。それが証拠に、今回のデジタル関連法の論議の中でも、個人情報の保護に対する心配、あるいはこれを使った監視社会への懸念などが常に問題にされてきた

というふうに思います。そういうことを前提にしながらお聞きしたいんですが、日本の個人情報保護法は、情報を保有する行政、企業などに縛りをかけて、そして個人情報を守るという、そういう内容になっています。その自治体、吉備中央町が今度のスーパーシティ問題では、個人情報がいっぱい行政情報等を提供して、そして企業の持っている情報と連携をしながら新たなサービスをつくっていくという仕組みになっているというふうに私は受け止めています。言わば、事業者とは、行政も入り、あるいは企業なのか、それとも企業が中心になるのか、このあたりのことも併せて聞かせていただきながら、この問題に対して考えてみたいと思います。

先ほども言いましたように、個人情報の保護の立場と、それから特区方式で言えば、大胆な規制緩和、この下で新たなサービスをつくるという両面があります。片一方は守る、片一方は出してくれ、そしてそれをまとめ上げて新たなサービスをつくる。ここに矛盾した面があるわけですね。個人情報を守るという意味では、これはある意味では規制を強めるという方向にも解釈できますし、守るという意味での規制をきちっと持つということです。同時に、それが邪魔になってサービスが十分利活用できないというので、それを緩和しようと、いわゆる岩盤規制の緩和というふうな言葉にもなってる。このあたり、スーパーシティの協議会では、そのあたりの解釈は一体どんなふうな論議、いわゆる共通の認識になっているのかどうか、このあたり基本的なとこだと思いますので、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

9番、日名義人議員の御質問にお答えさせていただきます。

スーパーシティ型国家戦略特区制度における規制改革については、国に対し既存の規制ではできないことを新たな規制の特例措置の整備を求め、関係府省庁の検討が、同時、一体、包括的に進めてもらうようにするものであり、個人情報に関する個人情報保護法、個人情報保護条例などの法令などの規制を緩和してもらうものではありません。したがって、推進協議会におきましても、そういう認識であります。

また、この構想の取組事業への住民の参加は、本人の同意を得るオプトイン型によるものであり、あくまで自分の意思による参加が前提であり、個人情報においても同意を得て

から利活用するものであります。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

今、御説明いただきましたが、例えばデジタル関連法の論議の中で、個人情報保護、これを国が一定の統一したものにしていこうというふうになってますよね。ということは、今まで一定の凸凹があったわけです、より厳しい自治体もあったし、一定のまだ幅がありました。それが統一された。そのことが逆に言えば、利用しやすい、緩和につながる、そういう可能性がいろいろ危惧されているというのではないかと思うんですが、そのあたりは引き続き私は疑問として今の説明からは残ります。そのことと併せて、ここで住民に提供されるサービスというのは、一体どこが責任を持ってサービスを提供するのか、自治体なのか、事業者なのか、またはその双方を含んだ事業体なのか、このあたり少し、サービスを提供する主体についてお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

あくまでスーパーシティの取組における全体構想を行うのは町ではありますが、例えば今回提案しております医療事業でありましたら、町だけではとても行えるものではありませんので、岡山大学病院を中心として、吉備高原医療リハビリセンター、消防署、アイン薬局による医療連携、またそれらをつなぐ先端的技術を支援する事業者などの産官学連携によりまして、高度救急、あるいは遠隔医療、あるいは予防医療に取り組んでいくなど、大学、企業等をお願いしていくものでありまして、それぞれの取組事業により主体も変わるのではないかと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ということは、サービスが構想そのものは公のものとして進んでいきますが、その進める主体については個々のいろんなケースでということになるわけですね。そこでつくられたサービスを受け取るほうはオプトイン、個人合意がないと参加できないということ

は、サービスを受けられないということになってしまう。とすると、公共自治体がサービスを本来提供する立場にあるわけですが、そのあたり新たな矛盾は生まれませんか。本人同意がないのでこのサービスはあなたには提供できません、いざというときのオンライン診察等というような疑問が生まれてきます。素人的な疑問でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この事業は、いろんな岩盤規制を取り除いていただいて、特区として行うものであります。その中で、各自のデータをフル活用といいますか、活用して利便性を高めるというようなものでございます。そういうことで、データを持ち寄っていただかんといけんで、それについては個人の賛同が必要です。強制的ということはできませんので、個人の方が自分のこういうデータを出してもいいから、そのサービスを受けたいんだというオプトイン方式をとらざるを得ません。皆さん、一同に全てデータを出してくださいと、そういうことはできませんので、データを協力していただいた方がサービスを受けられるようになろうと思います。ただ、そういう姿を多くの方に見ていただいて、ああこれは安全で、かつ便利だなという姿を徐々に広げていく必要もあろうかと思えます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

論理上の矛盾は消えてませんよね、町長の。実態として、だんだんと理解してもらおうということであって、というふうに私には受け取れます。改めて、そういった矛盾点も膨らみながら進んでいってる。

もう一つ、サービスの中身ですが、受け取りのほうは住民側だと。そうすると、住民が願うサービス、これをどうつくり上げていくかということ言えば、住民からの要求をしっかりと受け止める、そういう場も要ると思うんですが、そのあたりは、これから実際に公募が終わって実施していく段階でいろいろ工夫されるんだろうとは思いますが、何か考えておられることがあれば、住民とそれから事業主体の連携というか、意思を通わせる場等について少しお考えを聞かせてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

本構想が特区候補地として採用された場合、困っている課題解決を解消するために、どうすれば住民が便利になるのかというのが大前提でありますので、当然のことながら、住民説明会であったり、ミニ集会などを開きまして、住民の方の思いをお聞きするため必要不可欠なことであると考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ぜひ、住民からも圧倒的によく理解してもらえるし、これだったら安心・安全だということで、みんながサービスを享受できるような状況をつくるために、町の大きな役割が期待されるということだと思います。

ところで、関連してICT教育についても少しお聞きしたいと思います。

順序をちょっと変えてしますが、6つのジャンルで協議会から話を聞いている中に、ベネッセ等が中心になってやってるオンライン教育等がありますが、そのオンライン教育について少し問題を提起させてもらおうと思います。

まず、このオンライン教育について、いわゆる現在GIGAスクール構想ということで進んでいますよね。これは、急速に進んだ。特に、コロナを控えてということがあって、現場が本当にしっかりと受け止めて対応できる状況、これがこの間に使えるんだろうか、一瞬危惧したものです。そういう意味で、いろいろと情報を僕なりに見ますと、このICT教育を最初にリードしたのは、実はどうやら財界だというふうに思います。デジタル社会に持っていくと、そのことで大きな経済成長が見通せるということだと思うんですが。そして、ICT教育についての構想が提起される。それを受けて、中央教育審議会、いわゆる中教審も、若干の経済優先に対すると思える対応に対して、新たに公教育をしっかりと踏まえるという立場で中教審も対応をしています。要は、こういうふうに私は受け取りました。要するに、個別最適化された学び、これが強調される。言わば、一人一人のある意味では孤立した学習形態が頭に浮かんでしまいます。それに対して、授業、一人一人の子供の実情を知った教師が働きかけたり、またはお互いに違う観点で論議をする中で一層認識を深めるような授業、いわゆる私たちがこれまでやってきた授業、これはこれで非常に

大切だと、この両面を生かすのが必要なんだということを中教審は答申で強調しています。そういうことだというふうに私は思いながらも、少し引用してみようと思うんですが、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な、いわゆるこれが一斉授業等を想定していると思いますが、協働的な学びへ、教師にはICTも活用しながら、協働的な学びを実現しながら、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む資質、能力を育成することが求められているんだという指摘をしています。私が何でこんな長く引用したかと、こういうことを踏まえた論議が、先生たち全員を巻き込んでしっかりとされているんだろうか。やっぱり一人一人の子供が大切ですから、納得づくで、よく分かっている先生たちも新しい状況に対応していくことが必要だと思うから、このことを強調しようと思います。それからもう一つは、これは東大名誉教授の佐藤学先生のちょっとした解説記事の中にありましたが、国際学習到達調査PISA2015、これはOECD29か国のデータから集めたもののようですが、ICT教育が学力向上につながるエビデンスはない、いわゆる科学的な根拠はない、学校でコンピューター使用が長時間になるが、むしろ読解力、数学の成績も下がる、こういう指摘をされている。この佐藤先生は、結構教育問題の専門的な研究を重ねてきた先生ですから、あてずっぽうを言われているというふうには思えませんですね。こういったことが、どこまで現場でしっかり論議の対象になりながら進められていくのかなということをまず最初に前提として聞かせていただこうと思います。よろしく。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

9番、日名議員の御質問にお答えいたします。

ICT教育に向けての条件整備の進行状況をまずお話しさせていただきたいと思いますが、現場では、文部科学省が示しますGIGAスクール構想の実現のために、昨年度までに国庫補助事業を活用いたしまして、タブレット端末を児童・生徒に1人1台行き渡るように、791台整備をしているところでございます。また、学校施設には、各教室でタブレット端末を利用してデジタル教材を活用した教育などが行えるようWi-Fi環境を整備したところでございます。現在、各学校では、タブレット端末を用いて、学習面では理科の観察や社会科の調べ学習などで積極的に活用がなされております。また、タブレッ

トドリルを活用して、児童・生徒自らが自分の課題に適した問題を選択して回答するとともに、楽しみながら興味を持って学習を進めることなどで学習意欲の高揚と学力の向上につながっているとの報告を各校から受けているところでございます。さらに、学校間をつなぐオンライン授業の実施やタブレット端末を効果的に活用する授業の研究などが積極的に進められているところでございます。このほかにも、参観日や学習発表会などの学校行事や教職員の会議をオンラインで行うなど、ICT機器を活用した取組を今後も幅広く推進していく予定でございます。

次に、ICT教育の在り方、デジタルか紙かなどにつきましては、インターネットにより人と物がつながり、様々な知識や情報が共有をされ、今までにない価値を生み出すことで、これまでの課題や困難、これを克服する新たなSociety 5.0の社会の実現が提唱されております。このような劇的に社会の在り方が変わっていく中では、子供たちには変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、より豊かなものにしていくことが求められております。議員御指摘の個に応じた指導を重視しながら、クラスメート、地域の方々、他校の児童・生徒や専門家など、多様な他者との協働によって異なる考え方を尊重し、よりよい学びを生み出すことができ、主体的、対話的で深い学びが得られるものと思っております。また、こうした教育の中で、一斉授業か個別学習か、デジタルかアナログか、こういった二項対立の考え方に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等によって、そのどちらのよさも適切に組合せをした指導をしていく、こういったことが望ましいのではないかなというふうに考えております。こうした考え方を学校現場と共有をいたしまして、児童・生徒の可能性を引き出すために、個別最適な学びと、議員おっしゃいます協働的な学び、これを適切に組み合わせた指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

教育長の答弁、ありがとうございました。

新たな、そういう社会進歩っていうんか、そういうことが教育の場にも取り入れられていく、そしてよりそのことを生かして、子供たち一人一人の学力を高めるということに、当然、常に私たちは対応し続けんといかん、学校現場ではね。ところが、私の経験の中で

言えば、新たなものを持ち込んでおりさえすればいい、もともと積み上げてきたよさが、そのことが公平にやられてしまう、こういう場面も長い経験の中で、結構長いですね、三十数年の教育の経験の中で感じてきました。そういった意味では、流行のようにさあこうだっというふうに流されずに、本当に一人一人の子供の学力をどう高めるのか、さらに人格形成をどう進めていくのか、そのことを基本に据えながら新しい機器等に対しても対応していくということをしっかり踏まえていただきたいというような気がしますし、教育長もそのことを最後にまとめて強調されてましたので、ああよかったというふうに思いました。ぜひよろしくをお願いします。

問題は、私は、そういった論議がベネッセ等が進めている、こういうところにも現場の論理が反映しながら進められていくのかどうか、スーパーシティーとの関連でね。私は、すぐベネッセ・イコール・進研ゼミ、受験産業、特定のしっかりした、ついてくる子だけをすくい上げるような教育が頭に浮かんでしまいますので、そういったことにならないような、いわゆる公教育としての原則をしっかり踏まえていくことをぜひ新たなスーパーシティーの取組の中でも貫いていっていただきたいなというふうに思うからです。

時間が来てしまいましたので、そういった点、これからも機会があるごとに、いろいろな意見を交換させてもらおうと思います。

次の問題に移ろうと思います。

公共交通網について聞かせてもらおうと思って質問を上げてます。

これは、簡単に言うたら、今日の1番の黒田議員からとのやり取りでも出てましたが、いわゆるいろんな公共施設へ運ぶという、この経験を全町的に経験をしたのが、今回のコロナ接種だったと思うんです。という意味では、ついバスに乗りにくくて、高過ぎるとか、停留所まで行くのが遠過ぎるとか、いろいろな条件があって、ワクチン接種をちょっと遠慮している方もおられるかもしれない。実は、そういう人たちも対象にしながら、公共交通網をつくっていくというのが大前提、考え方としては必要だと思います。そういう意味では、いろんな可能性をどこでしっかり調整するのか、住民間での相談等も大切にしたいなと思いますが、これからの取組、現在の公共交通網確立のための進めてきた内容、どこまで来てるのかということと併せて聞かせてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

9番、日名義人議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、交通手段のない皆様方につきましては、日中の買物や通院など、日常の移動に利用できる町内公共交通網の整備を望まれていることは承知しております。まず、本年度中に運行開始を目指しております町内巡回バスにつきましては、現在運行ルート、運賃等の検討を重ねておるところでございます。それに合わせまして、路線の重複いたします民間バス事業者の方々との協議も図りながら、早期の運行開始に努めてまいりたいと今やっているところでございます。

併せまして、デマンド型乗合タクシーにつきましても、町内巡回バスの運行開始に合わせて自宅から町内巡回バスに乗り継ぎが可能となりますよう、賀陽地区への運行区域を拡大を今検討しているところでございます。

町内巡回バスとデマンド型乗合タクシー相互の利用促進を図るために、今後とも研究してまいります。

説明は以上です。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

コロナ禍で、家庭に閉じ籠もりというふうなことも午前中の論議の中に出ていましたが、ぜひきめ細かな内容での実現をよろしく願いして、最後時間がありませんので、農業農村問題をちょっと提起させてもらってますので、聞かせてください。

農業従事者が、農業白書ですが、2020年度の、10年間で70万人減少した、高齢化が進行というふうな見出しで見ましたが、本町も全くこの傾向は変わりません。私のところの集落の様子を見てても、私が帰ってきた当初は、十二、三人が米作りをされてましたが、今は5人、6人、本当に半分以下になってしまった。私より年上の人で米つくってる人はとうとういなくなったというふうな感じで、高齢化が進んできています。そういう中で、どう対応していくのかという総合計画では、元気な法人、例えば営農集落法人、あるいは法人化された、そういう人たちのところの力を頼りながら、田畑を維持していきたい、耕作をというふうな内容が主になっているように思います。もちろん地産地消、それをさらに発展させて6次化というふうな取組も提起されてはいますが、改めて今後の農業の再生、中でも言葉としては載ってないんですが、家族農業、これが世界的にも見直され

てるときですから、家族農業をどう大切にしながら、維持しながら、吉備中央町の農業の再建を進めていくのか、引き続き、もう時間がありませんので問題提起だけして、答弁いただいた後、今後につなげたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

9番、日名議員の御質問にお答えいたします。

町の人口減少、高齢化進行の中で総合計画に基づく取組の具体化についてということでございますが、議員のおっしゃるとおり、我が町でも、少子・高齢化、都市部への人口流出など、地域で人材を確保することが困難となっている現状でございます。町の農業振興につきましましては、第2次総合計画において主要産業の担い手となる人材を育て、農業基盤を強化して安定的な農業経営を確立すること等を目的としており、国の直接支払交付金である多面的機能支払、中山間地域等直接支払等を活用し、農業生産条件の地理的不利を補正するとともに、農業の持つ多面的機能の維持のための地域営農活動を支援していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

時間が来ましたので、以上で質問は終わろうと思います。今後のチャンスに、またつなげたいと思います。

○議長（難波武志君）

これで、日名義人君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

7番、河上真智子です。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。質問形式は、一問一答です。

まずは、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

65歳以上の町民の方へのワクチン接種は順調に運び、6月7日からは2回目が始まっております。これは、ひとえに町民の皆さんがワクチンの意義を理解し、積極的に接種にいらしてくださったこと、そして日常の診療業務にお忙しい中でも時間を割いて積極的に御協力いただいている賀陽地区の4医療機関と高梁・御津医師会の御理解があつてのことと心から感謝いたしております。7月には、64歳以下の方の接種も始まります。しかし、有効な治療薬や治療方法が確立するまで、このようなワクチン接種はあと数年間必要になるかもしれません。少し早いとも思いましたが、私が看護師として集団接種の現場で感じたことを含めて、この時点での振り返りをしてみたいと思います。

このような大規模な集団接種は、町としても初めてで、手探りの中での準備、運営だったと思います。国や県の方針が度々変わり、ワクチンの入荷も見通せない状況下で様々な準備を進めていくには本当に御苦労が絶えなかったと思います。まずは、心から御苦労さまでしたと申し上げたいと思います。また、今回の私の質問は、決して落ち度を取り上げて叱責するのが目的ではないことを先に申し上げておきます。

では最初に、町長にお尋ねいたします。

今回の集団接種について、現在の時点までの状況で結構ですので、どのような御感想をお持ちでしょうか。お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

7番、河上議員の今回のワクチン接種についての私の振り返りも入れての思いでございますが、やはり最初は戸惑いました。今までやったことがないような大規模なワクチン接種、まず町民の皆さんにまずその必要性を訴えられるか、そして医療従事者の方をお願いできるか、またいろいろと年度末等々の中で職員の配置等々、大変心配なことがございま

した。また、ワクチンが本当に来るのか、それが一番大きな悩みの種でございましたが、やはりやる以上は、しっかりとシミュレーションをさせていただきました。2回にわたってシミュレーションをいたしました。そうした中で、職員、また医療機関の方々には本当に慎重に事を進めましょうということで始めたわけでございます。ありがたいことに、65歳以上の高齢者約8割以上の方が1回目の接種を終わって、2回目の接種に今進んでいるところでございます。そうした中で、大きなトラブルもなく、本当に順調に進めることができたと思っております。また、先日お医者さん等々にお伺いしますと、お医者さんの中のネットワークでは、大変岡山県の中でも吉備中央町はよくスムーズにやってるんじゃないかというような声も聞いたんだと。そういう声を聞くと大変うれしかったということをお医者さんからも聞きました。65歳以上の方が速やかに今進んでおりますが、今後65歳未満の方等々が始まります。いま一度気を引き締めて、しっかりとその対応をしていこうと思っているところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、第1回接種を振り返って、まずは会場設営と会場担当職員の準備についてお尋ねいたします。

広い会場のため、移動距離も長く、高齢者の方には負担が多いのではないかと心配しておりました。しかし、会場で伺った声は全く違っておりました。皆さんがよかったと話されたのは、何といても職員の対応です。会場が広く、また初めて会場に来られる方もいらっしゃる中、各所に十分な数の職員が配置され、安心し、移動して接種ができた、とても好評でした。職員の対応についても、とても親切でありがたかったと、これも高評価をいただいております。雨の中で車に乗り降りされる方に傘を差しかけたり、耳が遠い方には腰を折って話しかけたりと、当たり前とはいえ、それぞれの方が工夫しながら対応されていて、本当に真摯で丁寧であったと思います。

反省点としては、会場内での感染予防の対策にやや不備な点が何か所かあったところです。備品の不足については、すぐ対応していただき改善できたのですが、やはり計画の最初の段階から吉備高原医療リハビリテーションと連携して感染管理認定看護師の方に御協力をいただいおくと、なおスムーズだったのではないかと思います。その点については、どうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

大変ワクチン接種に対しまして、職員スタッフに対しましてお褒めの言葉ありがとうございます。そのような当然のことをやったと私は思っていますが、そういう言葉によりまして、今後より一層丁寧にやろうという気持ちが大きくなるだろうと思っております。そして、慣れというのが一番怖いことですので、慣れることなく、そのときそのときが初めてというような思いを持って、職員にはその業務に当たっていただきたいと考えております。

また、第1回の接種につきまして、いろいろと言われたとおり反省点も多々ございます。そういう反省は、できることはその時々には生かしていけるようにこれから取り組んでいきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、会場のスタッフの準備についてお尋ねします。

集団接種会場は、設置された時点から医療機関とみなされます。各医療機関からいらっしゃる問診や接種業務を担当される医師、看護師は、あらかじめワクチン接種を受けて業務に当たられていました。しかし、経過観察会場の保健師、看護師には、ワクチン接種がなされていませんでした。少なくとも3月には誰が業務に当たるかの把握はなされていなかったはずですが、先行接種の対象とならなかったのは、なぜでしょうか。会場に来られた方は御存じでしょうが、よく分かるようにと膝をつき、顔を近づけて一生懸命説明をし、また体に触れながら介助している職員を見ると、最も感染リスクは高い状況にあることから、危機管理の不備を何度も訴え、終盤になってやっとキャンセル枠で少しずつ打ってもらうことができました。しかし、未接種のまま、万が一私たちスタッフが感染をしていたらどうでしょうか。会場を訪れた高齢の方々に感染させてしまうリスクがあるだけでなく、業務もワクチン接種もストップしてしまう可能性があります。観察会場で働く私たちスタッフが最も不安を覚えていたのは、その点です。現場でのリスク管理の観点から、大いに問題があると考えますが、接種会場の接種責任者である町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これは、②の接種順位とか、職員の接種はどうなるかっていうような問題の項目だろうと思います。

確かに言われるとおり、接種に従事する者は、なるべくそのリスクを軽減して当たるべきだろうと思ってます。ただ、そのときには、当然体調等を整えて、それがオーケーな者に従事させております。何か異常があるようでしたら、すぐ職員は代えるように、その調整もしております。そうした中で、ワクチン接種を受けた者のみに従事するというのは、今回のあの場面ではまだそのような県からの指示もありませんし、なかなか難しいことでした。ただ、1回目が済むに当たって余裕枠が出てきました、それからキャンセル、それをどうするかというときに、こちらの判断で、それは従事する者が一番早く受けるべきだという判断で、その名簿を作りまして、キャンセル枠に持ってきました。今後もそのようなことをしたいと思います。また、今後65歳未満が始まります。その中では、職域といえますか、子供に接する方々等々は、その枠の中で早めに受けていただくような少し仕組みを作ろうと思っています。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

私がお尋ねしたのは、会場内の監察担当の保健師と看護師なので、これは人数限定されてますので、医療従事者なので、65歳以上より先行の接種枠です。なので、次回はこれを必ずお含みください。

次いで、会場運営をするサポート職員、派遣されてるサポート職員についてお尋ねいたします。

毎日、大勢の方が町外から通勤されておりますが、感染リスクに対する対策はどのようになされているのでしょうか。業務に当たられている方は若い方がほとんどですので、帰宅後の行動規範、そしてPCR検査、あるいはワクチン接種を受けてから業務に参加されているのかどうかを懸念いたしております。どのようになっていますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

派遣のスタッフにつきましては、PCR検査やワクチン接種などは実施しておりませんが、毎日の行動記録や従事前の健康観察は必ず行っていただくようお願いし、確認をいたしております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では次に、予約方法についてお尋ねします。

100回以上電話したのにちっともつながらなかったとか、一日中かけていて疲れて血圧が上がったなど、たくさんの方から、なかなか電話がつながらなかったことへの苦情をいただきました。つながらないことへの苦情やほかのお話をされる方も多かったようで、コールセンターだけの問題ではない点もあるんですが、やはり少しでも早くという気持ちで電話を度々かけ続けられた方には大変御迷惑をおかけしたと思って、申し訳なく思っております。また、何度も電話をかけた挙げ句、つながらないため予約を諦めてしまった方も結構いらっしゃるのではないかと心配していました。会場で皆さんに伺うと、次は高齢者は役場で日にちを決めてもらいたい、都合の悪い人だけ電話すればいい、必ずこの期間内に打ってもらえるのなら、検診のように地区ごとに順番でもいいなどの声がほとんどでした。この御意見に対しては、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まずは、予約につきましてはひとつ事前のアンケートをとりました。アンケート結果でも、本当に必要性を感じられた方が多くて、想定よりも多くの方が受けられました。それは大変ありがたく思っております。そうした中で、コールセンターへの電話が集中しまして、なかなか電話がつながらないと、電話をかけてもその応答がないということで、大変私の耳にも電話がかかってきました。また、直接言われた方もおられます。本当に改めておわびを申し上げたいと思います。

今回の予約につきましては、コールセンターのまずは人員を増やそうと思います。若干増やしまして、今までは6回線でした。それを10回線は増やそうと思います。そうした努力と、それから今度は若い方も多いので、インターネット回線をさせていただこうと思います、その利用を。そういうように、今準備を進めております。そして、まずワクチンの供給が順調に来たならば、接種できる枠というのは、十分に医療機関と協議しまして、取っております。そのようなことがありますので、コールセンターへのかかるのは、年代で少しずつずらして申込みをしていただくような今計画をしております。このことによって対象が何千人が一気にかけるということは、ちょっと防ごうと思っております。いずれにしても、あのような御迷惑をなるべくおかけしないように取組を進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

町長の答えのように、枠を広げていただけるというのは、大変いい御判断だと思います。でも、高齢者の方も、最初から言ってくださればという御意見も聞いてあげてください。そのほうが、きっと心穏やかにお待ちになれると思います。

それに早く接種の日にちが決まると、付き添ってこられる方も都合が付きやすくなります。それから、バスとか、それから同僚議員が質問されたように、バスのポイントまで行かれない方のために、巡回バスとか、それからデマンドタクシーを集中的に各所に配置できる利点があると思います。そういうことも、次回ではぜひ御一考いただきたいと思っております。

それから、次の質問ですが、今回は、当初町長も言われたに、予想を大きく上回る方が接種に来られたんですが、今回御家族が付き添ってくださる方や地域の方が車に同乗させてくださる方、それからボランティアの方も多数付き添ってこられたんですが、地域力とか助け合いの必要性、ありがたさを本当に痛感しました。

その一方で、残った20%の方、自ら打たない選択をした方や医学的な問題で接種できない方を除いて、希望していても接種できなかった方が本当にどれぐらい取り残されているのだろうか、現場にても心配しておりました。どのような原因があったかの分析も、今後必要だとは思っています。午前中の同僚議員の質問に対して、事後の対応をいろいろされてるというお答えがありましたが、今までにない規模の事業ですので、担当の保健課だけ

ではなくて、課を横断したサポート体制が必要だったのではないかと考えております。特に高齢者や障害者については福祉課のほうが最も情報をお持ちだと思いますが、そこでちょっと福祉課長にお尋ねしたいんですが、包括支援センターでは支援者名簿をお持ちだと思います。ワクチン接種が始まるまでにはかなりの準備期間がありましたが、その間に自分で現場まで来られない方、電話の予約ができない方をピックアップして必要なサポートすることはできなかったでしょうか。また、地域をよくしている民生委員さんたちに協力を仰ぐこともできたと思いますが、何か対策はされていましてでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

河上議員の御質問の答えします。

包括支援センターとしての対策でございますけども、それぞれ担当地区のケアマネが担当地区ごとに、そういった高齢者の方を把握しておりまして、どうするのかというような問いかけをして、ある程度の情報はつかんでおりました。ただし、その情報に基づいて対応したという経緯はございません。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

同僚議員の質問にもありましたが、今回に限らず、全て課や全ての職員、それが皆さんで協力し合い、そして地域の方々の力も借りながら、支援を必要とする方に必要な情報や温かい支援の手が届くように御配慮いただきたいと思います。

次に、今後の接種の進め方についてお尋ねいたします。

高齢者に次ぐ接種順位は、60歳から64歳の方と基礎疾患のある方となります。ここで問題となるのは、基礎疾患のある方の選定です。プライバシーに配慮し、自己申告のみで可とされていますが、そのため対象人数が推計しにくいこととなります。ワクチンの準備において問題となりますが、この点についてはどのように予約を受ける予定でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

今後の予定ですが、現在65歳以上の高齢者の方の2回目の接種が進んでいるところがありますが、次回の接種は、今回接種できなかった65歳以上の高齢者の方、基礎疾患のある方、それと60歳から64歳までの方を対象に接種を行っていく予定であります。その中で基礎疾患をお持ちの方については、障害・精神・療育の手帳を持ちの方には、接種券を先行して送付をいたします。それ以外の基礎疾患を有する方については、申請をしていただくことにより、接種券を先行して送付をしていこうと考えております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、基礎疾患のある方については、今は告知放送で伝えられてるように、あらかじめ役場とか役場の支所、そしてネットなどで申請書をもって提出するということになりませよね。皆さんにしっかりとお伝えしてあげてください。

では、接種開始は、多分次の方たちは7月上旬から中旬頃だと思いますが、60歳から64歳の方についても、現在は働いてる方が多くいらっしゃると思います。その次の接種順位となる現役世代でも、職種によっては平日にはお休みが取りにくい方も多いのではないのでしょうか。このような方々の予約希望が週末や休日に集中し、平日とのバランスが取れない状況が起こるのではないかと心配しています。仕事に支障がないよう週末を希望される方や、お子さんの世話などで夫婦別日程を希望される方も多いのではないかと思います。このような対策はどうされますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

働いている方が多いと思いますので、土日を希望され方が多いでしょう。まずそれよりも、若い方がワクチンを受けようと思う方が本当に多くいていただきたいです。そちらを少し心配をしてます。高齢者の方は80%を超える方が実際にワクチンを受けられましたけど、今度若い方が、何%の方が予約をしていただくのか少し心配なんで、その必要性というのを多くの方にまた告知放送等で声かけする必要があるかなと思います。こうした

中で、土日も当然ワクチン接種をやります。できれば、その範囲内で16日間、それも一応期間を設けております、広い長い期間を。その中で何とかそれぞれの希望が沿えるように収まっていただければありがたいというような、今希望的観測でございます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、高校生や大学生に関してお伺いします。

こちらのほうも、週末あるいは夏休み等が絶対条件になると思いますが、何かこちらにも対策は考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

吉備高原学園高校という高校と、あとはそれ以外町外のほうに通われております。そうした中で、吉備高原学園高校につきましては、少し調整を今高校とやっております。どういう形が、より受けやすいのかというのを今調整をしております。そうした中で、1日枠を取るのか、どうするかに今決めております。他の高校生につきましては、一般の中での予約となります。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

これは1つのアイデアなんですけど、現場の看護師は、週末の要望が多いのなら、何だったらもう夜遅くまででも対応しますので、若い方にどんどん来てほしいと希望しております。職員の配置とか、ドクターや看護師さんの配置の問題もあるでしょうが、もし可能ならば、そういうのも一手ではないかと思えます。特に、金曜日、土曜日などにそういう枠を広げると、どうしようかと迷っていらっしゃる方でも受けに来られる方が多いのではないかと思います。

そしてもう一点、高校生は今調整中だという御返答をいただいたんですが、小・中学生の接種についてですけど、厚労省は12歳以上までと広げられましたが、やはりその点については、御父兄の方を含めて大変不安は大きいと思います。学校でまとめた接種とい

うのは、1つ問題があるのは、どなたが受けて、どなたか受けてないというのがすぐ分かってしまう点です。なので、やはり不安の解消の面と、そういう差別とか、そういうのを防ぐために、集団接種会場に親御さんと一緒に来ていただくのが一番最もいい方法ではないかと今思っております。そういう点も含めて、情報提供とか御意見の集約とかをよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、町長と職員の方について接種についてお尋ねいたします。

町長は、年齢的には次のグループなんですが、町長は町民にとって最も重要な職務をされる方です。私、接種の初日だったか2日目だったかに、町長にぜひ先頭を切って見本のように堂々と先行接種をしていただきたいと思ひてお言葉をかけたんですが、いや適切な時期にとお答えになりましたよね。それはなぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

なかなか難しい答弁でございますが、1つには、やはりいろんな決断をする場面が当然首長ですからあります。その責任感というのは、ひしひし感じております。ですから、自分を律して、そういう人ごみには行かない、そしてきちっとコロナ対応をするというのは心がけているつもりでございます。そうした中で、ワクチンにつきましてははっきりした国のルールもござひます。まずは、そのルールにのっとって、自分の受けるべき番が来たら、しっかりと何回も電話をかけてでも受けさせていただこうと強く思ひております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

接種の順番を守ることを大事にされたんだと思ひますが、私たちから見ると、やっぱり危機管理の観点からいうと、町長が先に打っていただくと、とっても心強かつたんじゃないかと思ひております。

では、今度は町職員の接種についてお尋ねいたします。

町民のための業務に当たられている職員の方々にも、本当はできるだけ早くと思ひております。でも、できれば可能な範囲から、業務に支障のないように、少しずつ希望者を募り、そして順番を決めて、並行接種という形で、空いた枠へ空いた枠へと入っていただく

のがいいと思っています。ただ、どうしてもその枠以前に優先接種していただきたいのは、午前中の同僚議員の質問にも出た職種の方々、保育士さんとか子供への職員さん、どうしても特にこの2つの職種は、子供たちとの身体接触は多くなります。子供たちは、ソーシャルディスタンスとかという言葉は、今言葉では知ってても、それは実行はできません。なので、抵抗力の弱い乳幼児も扱っていらっしゃるんで、職員の皆さんが自分から子供たちへという不安は大変大きいと思います。できるだけ優先的にワクチンを接種していただきたいと思ってるんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今現在保健課、今回従事している者につきましては、どうしても日々の中でキャンセルが出てきます、そうした中でその枠に最優先で今ワクチン接種をしていただいています。おおむね大部分が第1回目が終わったと思います。それから、それに従事する職員の者も順番を決めまして、そのキャンセルの中で打たせていただいて、何人かが打ってるような状況です。そうした中で、特に子供と接する方々、保育士等々でございます、そうした方々は、早めに打って、クラスターの発生を抑えんといけません。そういった中では、今回優先枠を設けてやりますけど、その優先枠に多分余裕が出てきます。そこにその職員をぜひ入れさせていただこうと、今考えております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、続いてお尋ねいたします。

災害出動の機会が多い梅雨の時期を迎えておりますが、年間を通じても出動機会の多い消防署員と消防団員の接種についてです。

消防署員については、先日伺ったところ、職務柄既に先行接種を済ませていらっしゃることで、安心しております。消防団員に関しては、皆年齢的にもまだ未接種の段階だと思います。出動の際には、よい天気ばかりではなくて、雨の中であったり、また激しく動き回る現場で、マスクのままで作業すると、とても体に負担がかかります。息苦しくて、体力を奪う一因となり、事故にもつながりかねません。町民の安心・安全を支える重要な役割を担っていることを考えれば、希望者からでも、なるべく早く接種を行うべきだ

と考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

言われるとおり、消防職員また消防団関係者、大変な任務を持っておられます。ぜひ、そういう方々は、若い方々などで、それぞれ町外の職域で受ける場合、また町外の接種、個人の接種、いろいろ受けることがあろうと思います。それぞれのチャンスで、早いところからぜひ受けていただきたいという思いでございます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

本当に、なるべく早くと思っております。

先ほど町長も言われたんですけど、これから先の接種の順番、若い世代のほうではSNSを通じていろんな情報が飛び交って、特に副反応などで、その情報に惑わされて、接種を迷っていらっしゃる方も大変多いと聞きます。また、若くて体力もあるため、かかってもそう大したことはないだろうとか、後遺症についても甘く考えてる方が結構多いと思います。しかし、罹患して回復された若い方に聞くと、ずっと後遺症が結構長引いていて苦しんでいらっしゃるそうです。こういうことも含めて、しっかり若い方へのアピールをしなくてはならないと思っております。治療法がまだ確立されておりませんので、取りあえず今皆さんを守る方法は、自分も周りの方もワクチン接種でガードする、それが今唯一残されている一番いい方法だと思っておりますので、取りあえず町のほうからも強力に発信のほうをお願いしたいと思います。

そして、今まで打たれた方、2回打ったからいいわと安心して、おろそかに対策をされないように、まだ打ってから最初の接種の日から5週間ばかりかかりますので、できるだけ今までの生活を我慢して続けていただきたい、そして周りの方もそれを支えてあげていただきたい、そう思っております。

では次に、テーマを変えて、防災のほうについてお尋ねしていきます。

梅雨時期を迎えて、多くの方が大雨による自然災害の発生を不安に思っていると思います。先日、新しい町の高さマップが配られてまいりました。以前のものと比

べて、縮尺も変更されて、大きく見やすくなっており、また冊子の形式になっていて扱いやすくなっております。ただ、これを注意して端から端まで読んで、きちんと理解し、活用される方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。防災セットにしても、しかりです。説明を受けた上で受け取るものと単に配られるだけのものとは、大きに差が生まれます。その点に関しては、私も不安がありまして、地元地域で年度末に開かれた句会にお邪魔させていただいて、防災セットには家族構成に合った物品を準備していただくことやお薬手帳のコピーは必ず入れておいてほしいと説明をさせていただきました。しかし、コロナ禍でもあって、全ての地区には十分に行き届くことはできませんでした。もしかすると、まだ箱に入ったままの防災セットやそのまま本棚にしまわれているハザードマップ、たくさんあるかもしれません。6月号の広報紙を見て、防災セットに注意を向けてくださる方が増えれば本当にいいなと思っております。そして、大切な命を守るための大事な情報を伝えるためのハザードマップです。内容を周知徹底していくためにどのような方策を今後お考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

7番、河上委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、防災グッズとハザードマップをお配りさせていただいておしまいかという話の内容だと思います。

この辺につきましましては、中身を御興味を持たれて、お広げいただいた方につきましても、物足りなさを感じておられる方、それから最低限こんなものかなと御納得された方、いろいろかと思えます。この辺につきましましては、最低限、失礼ですが、最低限という形のあれば、1回2回の利用のほうは必ずできるかなという範囲のものしか、どうしても全戸配らせていただいとる都合上、この内容になったということで御了承いただければと思います。

また、まだ開いておられない方、この方につきましても、必要なときに開けてみようかなという形のことのお考えもあるのかなと思えますので、事あるごとには、その辺の利用とか、それから台風時期になりますと御周知のほうをさせていただきたいなと思えます。

それから、ハザードマップを新しくさせていただきまして、若干形も変えさせていただ

きました。見やくなったというお気持ちをいただいた方に対しましては大変ありがたく思っております。

周知、細部にまで目を通していただけるかどうか、これにつきましては、なかなかの願いをしても、御興味のある方、ない方もおられますので一概には申しませんが、十分あの中を見ていただきましたら、御近所、それからよく通るところ、通勤で通られるところとか、またお知り合いがおるところ、いろんなところでお目につくところがあると思いますので、その辺をお話合いの中でお気づきいただければ十分かなと思います。この分につきましても、時期が来ますと、これから梅雨末期の大雨とか台風時期になりますので、この辺を十分注意して周知のほうお知らせさせていただこうと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、広報紙やハザードマップにも記載されていた、町の防災火災情報メールについてお尋ねいたします。

これは私も登録しているんですが、現在約1,000の方が登録と利用をされているとのことですが、この中には消防団の数も少なからずは含まれていると思います。なので、実際にはもう少し人数は少ないかと思っています。この情報メールは、災害発生時に速報が入るため、告知放送が届かない場所においても、とても便利です。しかし、スマホや携帯の操作に不慣れな方には利用できないという欠点があります。前回の一般質問でもお願いし、町長も前向きに取り組むと姿勢を示してくださいましたが、公民館にWi-Fiを導入した上で公開講座を開き、広く多くの方に操作を覚えていただき、ぜひ利用をしていただきたいと思います。先日の新聞にも、総務省が高齢者を対象にスマホの基本的な操作等を無料で教える講習会を全国で開催するとの記事も出ていました。時代のデジタル化は待ったなしに進んでいます。我が町の取組はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

今のおっしゃられたとおりでございます、まだ実際に6月末時点で1, 111件のメール登録という形は把握しております。その中で、消防団員、当然これを見て出動するという形のもので十分活用させていただいておりますが、そもそもスマホ的なものを持っていない方につきましては、御覧いただく機会がなくなるという形でございます。

大分年齢を問わず、皆さんスマホを今頃は持たれておりますので、こういう情報をさらに情報提供させていただきまして、十分有効な情報があるという形のもので広めていく状態を考えております。いま一つ、説明会等を開くという形のどこまではまだ確定しておりませんので、これから研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、まだ公民館等のWi-Fi設備はできてないということによろしいでしょうかね。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

Wi-Fiにつきましては、今予算化のほうをさせていただいて、これから粛々とつけて、設置していくという状態にありますので、またついている状態ではございませんが、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

それを聞いて安心いたしました。ぜひお願いします。

総務省によると、令和3年度を目標とした防災等に関するWi-Fi環境の整備計画があります。整備の計画の趣旨は、要約すると、災害発生時の避難所や災害対応の強化が望まれる公的な拠点について、地方公共団体ごとの整備計画に基づき整備を着実に実施し、災害時の必要な情報手段を確保すること、また整備を行ったWi-Fiについては、最大限効果的かつ効率的な利用を行うために、平時には観光や教育等での活用により利便性の向上を図ることとなります。我が町における取組状況はどのようなものでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

W i - F i の設置状況を全般的に言いますと、道の駅等々には、拠点としてW i - F i を整備してます。それから、吉備高原都市の中心であります都市サービスのホテルになってる、そこも部分的にはされておりますが、ただ広範囲につながるW i - F i ではありません。今後は、公民館には随時やっぺいこうと思っておりますが、ただW i - F i のエリアというのは限られますので、その枠内での利用と解釈していただければと思います。ただ、W i - F i をやっぺても、確かに若い人はスマホがすぐ使えますけど、年配の方はなかなか難しいんで、私は、昔公民館でパソコン教室がありました、そのパソコン教室を、また教育委員会にもちょっとお願いしますけど、スマホ教室のようなものを立ち上げていただいて、どなたでもそういうサービスを受けられるというような格好へ持っていくんがいいんだらうと思っております。ただ、民間では町内でもスマホを教えるという方がもう既におられます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では次に、指定避難所の位置についてです。

ハザードマップを見ると、豊岡いきいきプラザ、長田ふれあいセンター、津賀小学校の3か所が土砂災害警戒区域内に、井原コミュニティーセンター、御北小学校、下竹荘公民館、大和小学校、そしてハートオブおかやま会館と武道館の6か所が浸水想定区域内あるいは河川付近にあるものとなっています。特に、下鴨地区の2施設は、洪水発生時には5から10メートルもの深い浸水想定区域となっています。安全を確保するための指定避難場所が、かえって被害を拡大させるようなことは絶対あつてはなりません。これらの箇所の対策はどのようになさっているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

御質問の避難所の位置が適切かどうかという形のものでございますが、本町の避難所

は、公民館等をはじめいたします拠点施設や公立の小・中学校など、公共施設を中心に現在34か所を避難所ハザードマップに登載させていただいて、お示しさせていただいております。

議員御指摘のとおり、一部の避難所では、土砂災害警戒区域の中に位置する施設もございます。各地域でいろいろな地域の皆様の御意見をお伺いして、その辺の意見を踏まえまして指定を外していないという施設も実際にはございますということが内情でございます。町といたしましては、災害の種類に応じまして避難所の開設、これを判断させていただいて情報発信させていただき、適切な避難所となるように努めてまいろうと考えております。

併せまして、避難所の安全性につきましては、施設の所管課とも協議いたしまして、随時評価を行ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

特に、下鴨地区8地域は、川に沿って民家も多く、高齢者も多くいらっしゃいます。急激な増水が起こったとき、避難が遅れないように注意を払わないといけない箇所です。現在、きびケーブルテレビは、西日本豪雨での教訓を基に、高梁市や新見市の河川の状況をライブカメラで中継されています。大雨の際、安全かつ的確に状況が把握できるように、新しく下鴨庁舎に設置された河川カメラも中継対象に加えてもらうことはできないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

議員も御存じのとおり、本年6月に下鴨地内の宇甘川河川敷のほうに河川の監視カメラが設置されました。これは岡山県による設置という形で、もう一か所豊岡川のほうには水位計が設置されたという、この2か所が新しく6月から稼働をしております。

町としましては、これらの異常気象情報がリアルタイムでさらに収集できるということを生かしまして防災対策を実施していくとともに、まだきびケーブルさんとは協議をしていますが、そういう使い方この後の情報の今度皆さんにお伝えするという話の中で利

活用について検討させていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

ぜひ中継ができるように、連携をお願いしたいと思います。

それでは次に、非常時に町民を守るための活動をする消防団についてお尋ねいたします。

現在、町内には466名の消防団員さんがおり、災害時や消火・防火・広報活動に活躍しておられます。特に夏の大雨の時期、団員は災害対応に出動機会が多くなるとともに、非常時に迅速に対応すべく、機庫での対応をすることがあります。しかし、消防機庫は居住性を考えてつくられているわけではないので、分団によっては足を伸ばすスペースもなく、ポンプ車と壁の間の狭い場所でパイプ椅子に座ったままでの長時間の待機を余儀なくされることがあります。雨の中で活動した後、解散指示が出るまで、交代もない苛酷な状況で狭い機庫で対応することは、肉体的にも非常に大きな負担となります。エコノミークラス症候群の引き金ともなりかねません。非常時とはいえ、ボランティアである消防団員への対応にも何らかの配慮をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

議員御指摘のとおり、夜間におきましてですとか降雨のとき、当然長時間にわたる機庫待機、これは今団長からの命令としてと対策本部からのお願いとして、どうしても対応していただく重要な任務でございますので、お願いしとる状況です。

エコノミー症候群等の血栓とか、いろいろなことの身体的な病気を引き起こす状態になりやすいとは分かるんですが、今の現状の機庫の設備、それから予算の関係もありますので、なかなか広い場所で足を伸ばせるような機庫をつくっていくということは、現実的には今すぐにはちょっと無理かなと思います。その辺のことができるだけ軽減されますように、今行っておりますのが、まず各分団への意向調査をさせていただきまして、人数的なものとか、今多い分団、多い少ないというところ辺の偏ったことのないようにという形で、分団再編とか、機庫、車両の維持とか、その辺のことを重点的に今のところは進めて

おります。その関係で、実際には1分団が今減りまして、1本部の7分団という体制、なおかつ適切な車両配分という形のところを今手がけておるとい形でございます。常時待機場の団員の身体の不便を軽減する形までは至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

平成25年に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、その中で消防団の拠点施設及び防災拠点施設の整備、装備・待遇の改善が求められています。それから既に8年が経過しています。今おっしゃったように、経費の問題等々ありますが、団員の減少による分団の統合や機庫等の老朽化による機会を捉えて、順次待機スペースの確保や疲労軽減策についても改善していただくように本当によろしくお願い申し上げたいと思います。

次にお尋ねするのは、危険が予想される箇所への出動基準です。例えば、前回の豪雨の際にあったような池の土手が崩壊するおそれがあり、消防ポンプによる水抜きを行ったようなケースです。消防団員とはいえ、皆が専門性を持ち合わせているわけではありません。万が一土手が崩壊していたら、下手にいた団員はどのようなになっていたでしょうか。そう思うと心配でなりません。二次災害は絶対にあってはならないことです。また、災害は時間を選びません。夜間に出動し、活動することもあります。特に、夜間は思わぬ二次災害が起りやすいものです。装備は十分に整えられているでしょうか。危険が想定される場合の消防団員の出動の基準は明確にしておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

おっしゃられるとおり、二次災害に巻き込まれるというような人命に関わるようなことが起きては絶対になりませんので、その辺につきまして今知り得る範囲でお話をさせていただくんですが、まずそのような状態になりますと、町の災害対策本部が立ちます。その中で、当然消防団長さん、副団長さんもその席に同席され、その情報を把握されて、各

現場のほうの指示を出されます。その中で、当然地図を見ながらになってくると思うんですけど、この流域には立ち入らないようにとか、こういうことに注意するようにとかという形の命令を出させていただき、当然それは団員は十分厳重に守らなければならないものでございますので、そこを熟知した上で安全に活動するようにと、そういうふうな形の命令が団長から出ますので、そこはその指示に従っていただいて、十分勝手な行動、自分はよかれと思うんですけど、そういう危ない行動をとらないようにという形を日々団長から団員のほうへ守るようというお伝えをさせていただきながら、安全に対応していただくという形をとらせていただいております。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

では、先ほど河川カメラや災害時の避難所や公的施設のWi-Fiの設置に触れましたが、主要交差点とか、ふだん崖崩れや河川の増水等が多いところにWi-Fi対応の防災カメラを設置してはどうでしょうかという御意見を伺ったことがあります。災害発生時において、町職員や消防団員が度々状況確認に向かうには、安全確保の面や時間的にも難しいと思われま。防犯カメラの映像を遠隔でチェックしながら、状況によって現地に赴いて、IP無線も活用しながら現状確認を行えば、安全かつ効率的なのではないかと考えますが、これはいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

全ての危険箇所にて全てWi-Fiでつながる防犯カメラ的な監視カメラがあれば、当然有効に使えて、安全も確保できるのですが、吉備中央町のような地形上どこが安全でどこが安全でないかという判断から、まず設置箇所が難しいかなというところがございます。

テレビ等でよく見ます、防犯カメラ等の情報を基に事件が解決されるという形は有効だなというのは当然個人的にも思っておりますし、その形ができればよろしいんですが、防犯カメラを設置するためのいろいろな問題点も実はございます。法律でとかガイドライン、条例、これをつくっていかなくてはならないという形のものもございまして、まだそこまで整備ができていないのが今現状でございます。町民の方々、その近くの方々の了

解も取らないとプライバシーの侵害につながるということもございますので、そういう形を必要な場所で必要な形で進められるのであれば、有効な手段だと当然考えております。まだまだこれから研究の余地があると思いますので、またいい情報があったら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

7番、河上真智子君。

○7番（河上真智子君）

もちろん防犯カメラは、平常時にはプライバシーに十分配慮が必要だと思うので、そういう法律、条例にのっとって、できるところから少しずつでも結構ですので、お願いできればなと思っております。

消防団は、災害時だけでなく、人探しにもよく出動をかけられます。先日の大和地区での児童の行方不明のときも、工場についていた防犯カメラが大いに役に立ったと伺っております。認知症で徘徊されるお年寄りが増えていて、どちら方面を探していいのかが分からないという声はよく消防団から伺います。特にまた、ふだん見たこともない、おじいちゃん、おばあちゃんをどうやって、どちらを探すのか、そういうときに、もし地区のところどころでもカメラがあれば、それを手がかりに探す方向だけでも分かるのではないかという声がよく上がっていますので、これもぜひ御検討をいただきたいと思います。

そして、年々消防団員も減少しておりますので、それぞれ家庭や仕事を持ちながらの一生懸命のボランティア活動です。そうした中でも、実際の消火活動や災害出動だけでなく、事後の装備の整備や毎月の機庫点検、そして広報活動、いろんなことに熱意を持って取り組んでいらっしゃいます。それに応えて、なるべく少しでも負担を軽減する方策、省力化機器の導入とか、できれば簡単に使える装備の充実とかをしっかりとやっていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

本日最終の質問者となります。10番、丸山です。大変お疲れのところであろうかと思

いますけれども、御対応のほど、どうぞよろしく願いをいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、大きく農業振興策、商工観光振興策、消防行政の3項目につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、農業振興策として、農畜産物価格低下対策についてお伺いをいたします。

国内人口の減少や食生活の変化に伴う、これまでの農畜産物価格の下落傾向に加えまして、新たな新型コロナウイルス感染症の拡大から、さらなる下落が進行化しており、昨年産米からの米余り現象や豆類、畜産物、花卉類など、町内生産物全般にわたり価格の下落が懸念されております。行政は、この厳しい時期だからこそ、町民の皆さんの不安を解消すべき責務があると考えます。併せて、市場の動向把握や生産者への情報提供、その他所得安定につながる多面的に可能な限りの実行政策の取組を強く進める必要があると思っております。対する町長の考えをお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、10番、丸山節夫議員の農畜産物価格低下の対策についての御質問でございますが、議員が御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、外食産業の低迷に伴い、業務用のお米の需要が大変落ち込み、全国的な米の民間在庫量が増加するに当たって米価の下落が懸念されていましたが、実際に下がってきております。

吉備中央町におきましては、ありがたいといえますか、ふるさと納税で全国各地から寄附金が集まってきております。そのため返礼品で送っているコシヒカリにつきましては、出荷申込み全量を受け取ることができると思っております。そうした意味では、市場価格の影響をその方についてはほとんど受けないのではなかろうかという思いでございます。また、米粉用米や飼料用米などの新規需要米につきましても、経営所得安定対策交付金、あれは10アールに8万円の基本助成がございます、それと複数年契約や規模拡大を行うことで得られる上乗せ加算も含めれば、1俵当たりおおよそ1万5,000円から1万7,500円といった収入が得られるのではなかろうかと考えております。ふるさと米への出荷と新規需要米へ対する交付金と合わせまして、農家所得の安定が幾らか図れているのではなかろうかと思っております。

ただ、コシヒカリ以外の銘柄につきましては、予断が許されず、米価格を防ぐためには、やはりふるさと米で出荷するのが一番いいのかなっていうような思いがございます

が、なかなかそれ以外の米ですので、かないません。そういうお米につきましては、経営所得安定対策交付金の活用、米粉用米に出すとか、飼料用米の変換等々を役場としても薦めていきたいと考えております。

また、豆類については、近年の健康志向ブームによりまして、全国的に需要が高く推移をしております。ただし、大豆、小豆などの豆類については、気象条件が大変影響を受け、年ごとによって収穫量もよかったり悪かったり、大変大きな変動がございます。そして、それに伴う価格変動も大変大きな作物となっております。そのようなこともありますので、安定収量をしっかりと確保することが豆類については必要なことだろうと思っております。そのためには、今堆肥の助成を行っております。この助成につきましては、引き続きしっかりと行っていきたいと思っておりますので、ぜひその堆肥を使いまして、反収当たりの収穫量を増やすという取組をしていただければ、大変ありがたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町長からは、特に米類につきましては、本当に吉備中央町ふるさと米ということで、今年はさらに上限額5俵というようなことで上げていただきまして、本当に農家の方々は期待をされておられると思います。さらには、米粉の話も出ましたけれども、一方では市場米、農協が買取り価格、あるいは民間米屋さんの買取り価格、これは早くも非常に厳しい値段を耳にしております。また、豆類についても、そうした堆肥散布なりの助成措置を受けてはおりますけれども、なかなかこれのほうも既にJAのほうも、今年は去年よりかはさらに悪くなると。加えてまた、町長が先ほど言われたように、気象条件に非常に左右される作物です。こういったところを掛け合わせますと、行政として何らかの、先ほど来コロナの話ではありませんけれども、何らか底地をすくうような行政的な根強い対策というものがどこかでは必要ではなかろうかというように思います。そうした中で、一般的には市場原理の一層の活用であったりとか、それから特に収入保険ということで、農業共済災害補償制度の活用、あるいは担い手の経営安定措置であるとか、よその自治体においては、既に価格低下に対する単独の対策事業ということで取り組まれておるといふようなところも耳にしております。ということでもありますので、我が町に至りましても決して安楽な状況ではないと思います。という中で、町の行う実効施策の取組ということでお尋ねをしとるわけでありまして、何らかの手だてということは、万が一に備えての準備

備ということになりますと、生産者の皆さんもかなり大いに期待をなされることになりかと思えます。こうしたところで、何か新たな取組、現段階でお考えにあるようでしたら、お伺いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

ここで、コロナ影響下の中での価格の低迷に対する新たな取組、新たな助成というものは、今のところは考えておりません。ただ、農業立町という思いはありますので、農業はしっかりと進めていかなければならないというのも間違いのない気持ちでございます。

豆につきましても、本当に吉備中央町の黒豆は県下でも有数だというような声もありましたので、そのような品質のいいものを作っていただくということも大事だろうと思えます。いろんな施策を考えてまた進めますので、ただ予算枠というのは絶対にあります、全体枠で。幾らでもというわけにはいきません。その中で、もしこれはという提案がございましたら、ぜひ提案していただければありがたく思っています。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町長から、ぜひとも提案をとというような言葉もいただきましたので、何かございましたら遠慮なく申し上げさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、国や自治体の動きも非常に厳しき折から、動きをどのようにとられるかということが見え隠れしております。ということでありますので、今後町におきましても、どうか状況を見極めながら、落ち度のない、そうした取組を強く進めていたことをお願いしたいと思います。

次に、6次産業化体制整備、販売開拓支援についてお伺いをいたします。

町の第2次総合計画では、6次産業化への体制整備が掲げられております。前期計画に係る実績、効果はどのようなものであったのか、また後期計画では、さらに体制整備と販売ルート開拓支援を柱とされておられますが、どのような取組を考えておられるのか、具体的手法についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、6次産業化体制整備、販売開拓の支援についてお答えいたします。

まず、前期計画の実績と効果につきましては、令和2年10月27日に吉備中央町6次産業化地産地消推進協議会を新たに設置し、6次産業化、地産地消の推進に必要な戦略を策定し、地域資源を活用した6次産業化、地産地消、農商工連携等の事業活動を推進するための取組の分析を行っていきます。また、吉備中央町内において34件あった特産品や加工品については、令和2年度には48件に増加しており、5年後の令和7年度には63件に増やしていくことを目的としております。

次に、体制整備と販売ルートの開拓支援につきましては、吉備中央町ふるさと特産品開発事業補助金において、新たな特産品の研究開発と販路開拓に係る経費負担の補助を行うことで、体制整備と販路開拓の取組を関係機関と連携を図り、支援をしていきます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長の答弁では、肅々と22年協議会の立ち上げ等を通じまして、それぞれの分析、あるいはまた特産品の品数の増加ということで、非常に努力をなされておるという説明をいただいたようでございます。しかしながら、6次産業化につきましては、平成23年に六次産業化法の施行によりまして、全国各地で非常に多く取り組まれて拡大してきたという記憶を持っております。しかしながら一方では、多くの自治体に取り組む中で、自治体の実際の人件費、あるいは減価償却費の負担増、また加えて加工とか販売まで到底手が回らないということなどの問題に直面した結果、さらには今日人口減少という、また高齢化ということで、人の確保さえ困難という新たな問題も生じております。こうした中で、後期計画に掲げておられます、さらなる体制整備と販売ルートの開拓支援、これは本当に実直に進めていくためには、しっかりとした町の事業計画や販売戦略、こうしたものを打ち立てておく必要が重要であるというふうに考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

体制整備と販路開拓の取組につきましては、先ほども触れましたが、関係機関として2つのJAの営農センター、それから商工会や日本政策金融公庫等、それから県の関係機関等との連携を図り、支援をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

今後、それでは十分に連携し、協議をしながら前に進めていただきたいと思います。

次に、3点目といたしまして、耕作放棄地対策についてお伺いをいたします。

町の現状として、農業者の減少から急速な耕作放棄地の拡大が懸念されております。今後、高齢者により、やむなく相続の機会が増加し、さらなる放棄地の増加や分散化が進むと考えられますが、町の取組方針に対してのお考えをお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、耕作放棄地対策についてお答えいたします。

畦畔管理に多大な労力が要る、水の便が悪く稲作の作付には向かないなど、地理的条件の不利な農地については、議員御指摘のように、今後耕作放棄されていくものと懸念されます。そうした問題に対して対応していくためには、農業生産条件の人的不利を補正し、農業の持つ多面的な機能の維持のための地域での活動や営農活動を支援する必要があります。本町においては、国の制度である中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を積極的に活用し、それぞれの地域において中心的な役割を果たす集落協定や活動組織の育成に取り組んでいます。今後も、こうした取組を継続してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長から、国の施策を進める中で集落の体制づくりを進めていくというようなお話もあ

りました。しかしながら、なかなか現実的には町の様子を見てみますと、課長も申されたように、農業従事者の高齢化、そしてまた人不足、農畜産物の先ほどの低下等によりまして、非常にそういった不利益などが生じるために、対策や支援策としてなかなか、先言われました、中山間、あるいは多面の活用だけでは、この高齢化なり、高齢者の方なり、また少ない生産者の方々が協力しながらこれをに担っていくということは大変難しい状況ではないかというように一面思います。そうした中で、以前からありますけれども、農地中間管理機構の活用、また自走式の草刈り機、皆さん大変欲しがっておられますけれども、そうした草刈り機、あるいは鳥獣撃退器などの農業用機器のリース費用、あるいは小さい田んぼじゃから、ちょっと区画整理をして作りやすくしようと、そういうふうな圃場再生工事費への助成、あるいはどこぞ町内にモデル地区を設定し、そこを集中的にまずは取り組み、結果を検証すると、そういうようなところが頭に浮かぶわけでありまして、そういったところも踏まえて、今後の対策いかがお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

今後の対策ということで何かいい補助とか、リース物件がないかというような御質問だと思いますが、実は多面的機能支払交付金制度におきまして、これは県のほうの事業であります。自走式草刈り機の貸出事業を今年度より行うようになっております。この情報につきましては、多面的機能交付金の活動団体に今年の3月に御案内をさせていただきまして、たしか8団体だったと思うんですけど、来月7月よりそれぞれの団体に順番に使っていただいて、自走式草刈り機のよいか悪いかというようなことも実証していただき、またこの事業は県の事業ですが、3年、4年ありますので、今年度はいっぱいなのですが、来年度あたりまたやってみたいなということで、多面的機能、それから中山間の交付金の活用、基本的には共同作業とする水路、農道等の畦畔が基本的な目的ではありますが、3日、4日お借りできるので、その間にいろいろな斜面を試していただくというのも効果的なものかなというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長から、県の事業ではありますけども、そういった機械の貸出しということもお聞きしました。

1点、これはリモコン式なんでしょうか、それとも柄のついたものかお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

これはリモコン式で、一応型式上は、メーカーを言うところであれなんですけど、40度までいける草刈り機です。一番いいのは、45度までのがあるんです。これは370万円ぐらいする機械なんで、県のほうが100万円少々の機械を2台か3台購入して、県内の市町村に貸出しをするということになっております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

先ほど来の課長の説明を聞いておられる町民、農家の方といたしますか、農地を管理される方々、非常に期待を持たれたことだと思います。ひとつそういった皆さんに広く何台もというわけにもいかんのでしょうけれども、1つの足がかりとして、今後さらにこういった制度、非常にいい制度だと思います。町長にもお願いをいたしますけれども、これが町民の皆さんの本当にためになるようなことで、今後も県のほうでそれぞれ相談できるとき、依頼ができるとき、お願いができるときがあれば、ぜひともこの策は進めていただきたいというふうに思います。

1点気になります。次に質問させていただきます。

耕作放棄地対策ということですが、だんだんと耕作放棄地が増えてきておる現状の中で、農地中間管理機構というのが、昔は農地バンクということで、かなり名が知れた時代がございましたけれども、現在の吉備中央町内で農地中間管理機構の活用をどの程度なされておられるのか、貸し借りの状況であり、活用実績について、簡単に結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

農地中間管理機構としての貸し借りの実績ということで、令和2年度の実績といたしましては136筆、22.7ヘクタール、そして事業始まりの平成26年から今年の3月末までの実績といたしましては672筆、そして面積が80.1ヘクタールであります。3月末での未貸付けの農地については200タールの30筆ということで、機構のほうに30筆残っておるということになっております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町内での耕作面積、これはちょっと前にお聞きした数字ですけども、約2,700ヘクタールあるというふうにお聞きしておりました。その中で、果たしてどれだけの割合で、どれだけの面積が耕作放棄地の対象になっておるのか分かりませんが、先ほど聞いたこの数字というのは、令和2年で136、26から3年の7年間で80ヘクタールという結果というふうには聞いてんですけど、これは耕作放棄地の全体対象面積からすると、借りてもらいたんじゃないけど、ほんなら借りてあげますよという、そういう確率からいうと、どんなんでしょうか。かなり高い数字になるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

なかなかそこまでの積算はしておりませんので、比率的なものは分かりません。耕作放棄地が、今年の11月現在でデータ上では168ヘクタールあるというふうに数字はあるんですけど、この80ヘクタールの貸し借りについては、基本的には双方合意の上で申込みをされておるという面積なんで、耕作放棄地を貸して、新たに耕作を始めたというものではないかというふうに思っていますので、耕作放棄地は依然変わらないというふうに思います。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

本当7年前に、はやなるとお聞きしましたけれども、信頼できる農地の中間的受皿とい

うことで、何か一世を風靡したような農地バンクという言葉に響きが覚えるんですけども、なかなかこういうふうな中山間地域の非効率な土地については、貸手と借手の、あるいは機構の仲介が難しいという、何となくそういった現状も今の話で伺えたように思います。

これは、本当に国のほうが、農業改革であるとか、そういったものの主力政策として、26年でしたか、なされたということですけども、本当にいい年であればどんどん貸し借りが調うていく。ですけど、この町のように非常に利便性を欠いた土地に非効率な土地ということになると、なかなか機能しないということであれば非常に残念な結果だと思います。これ、どこに窓口があるのか分からんですけども、もう少し国の施策ではありますけれども、こういった中山間地域にも適合するような、そういった中間機構の内容ということで、一度申入れのほうをいただけたらということをお願いをしたいと思います。

次に、農地畦畔のり面管理についてお伺いします。

今年3月定例会で、畦畔のり面管理の一策として、芝生植生の施工についての答弁をいただいております。その後の進捗についてお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、農地のり面管理についてお答えいたします。

今年の3月定例議会において答弁いたしました、新たな畦畔管理法の検証のために設置したカバープランツの実証圃場について、現在6月20日の植栽に向けて、実証圃場管理者において育苗を行っていただいております。今後、岡山県が所管する岡山地域農業技術者連絡協会と連携し、畦畔管理における効率化や省力化の効果を測定していき、データ集積が完了次第、集落営農組織や農業法人、中山間地域等直接支払等の集落協定代表者を集めた研修会を開催いたしたいと思っております。実証圃場については、吉川の布郡の手前の広域農道沿いから見やすい場所に設置をされております、ちょっとお名前は控えさせていただきますけど。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

3月定例でお尋ねしたときに、そういったモデル的に施行してみると、試みってみるというお話でありましたけども、6月20日の植栽からそういった研修も含めて、非常に前に向いていただいておりますということ、非常にありがたいと思います。

畦畔のり面管理については、よく言います草刈り応援隊制度ではありませんけれども、本当に耕作放棄地の増加にも深く関係しており、また農業の根幹をなすものだと考えます。今日、本当にどこの外を見ましても、どこの地域でも、草刈り作業に非常に汗を流されておられる様子が見られます。皆さんは精いっぱいのところまで頑張っておられると思います。一日も早い、町の施策の実現ということで、実現を目指していただきたいということでお願いのほうをしたいと思います。

次に、大きく2点目として、商工観光振興策についてお伺いします。

最初に、商工活性化支援に係る事業効果と行政評価についてお伺いをいたします。

町の前期計画の主要な施策、ブランドの確立と販路拡大の施策内容は、ふるさと名物応援宣言などへの取組を展開し、町特産品を活用した新商品の取組とブランド化の確立、新たな販路拡大の確保が掲げられております。対する事業効果と行政評価についてどのようにまとめておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

それでは、10番丸山節夫議員の質問にお答えいたします。

ふるさと名物応援宣言とは、平成28年8月に施行された改正地域資源法に基づき、市町村がふるさと名物を特定し宣言することで、行政が積極的に関与するとともに、多様な事業者を巻き込み、地域ぐるみの継続的な取組を通じて地域ブランドの育成強化を図り、地域における売上げや雇用の拡大、地域経済の好循環につなげることを目的としております。

吉備中央町では、平成30年9月に、町内で栽培されたブルーベリーが作り出す加工品や農業体験をふるさと名物として応援することを宣言しております。ブルーベリー生産者や関係者の方の御努力により、ブルーベリーの加工品は10を超える商品が考案され、道の駅などで販売されています。また、ジャム作りや収穫体験などの農業体験も実施されているところです。町といたしましては、ブルーベリー園のマップを作成し、収穫体験の宣

伝をするとともに、県の観光課や観光連盟、民間情報誌、旅行業者等と連携し、情報の掲載やツアーでの活用を実施しております。また、県内をはじめ、関西圏等で実施される観光イベントでの特産品販売において、ブルーベリー商品を宣伝販売してきております。現在では、県下でも最大の産地となり、ブルーベリー産地として認知度も向上していると感じております。町としましては、ふるさと応援宣言の本来の目的に振り返り、観光振興の面から、ブルーベリー加工商品の売上増加や認知度のアップがなされ、ひいては交流人口の増加や地域活性化につながるよう、引き続き研究してまいりたいと思っております。

また、特産品を活用した新商品への取組、ブランド化の確立、新たな販路拡大についてでございますが、これまでもピオーネ、ブルーベリーなど、果汁製品、果汁産品ですね、産地化や農産物の6次化事業などに取り組んだ成果として、ワインやジャムなど多くの加工品を売り出し、またジネンジョやジビエとして人気のあるイノシシ肉など、ブランド化につながるよう開発してきたところですので。それぞれの商品等のことにつきましては、町観光協会のホームページ等にも掲載させていただいておりますが、なかなか販路拡大にまでは結びついていないのが現状でございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長から、ブルーベリーということで、名物応援宣言の主な内容ということで、品種ということで、種類のほうもお聞きいたしました。

町の前期基本計画の中をみますと、ブランドの確立なり販路拡大のところ、目標指標というものが定められておられます。ブランド化、販路拡大活動の実施回数ということで打ち立てられておられますけれども、中間目標値としては平成32年では年4回の実施、後期目標令和7年では年6回の計画をしますという内容のようにお見受けをしております。目標値に至らない事情もあろうかと思っておりますけれども、町の最上位計画ということで掲げられた施策でございます。最終目標値、令和7年6回ということでありますけれども、これに向けて今後最大限の努力をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、この目標指標の数値についてどのようにお考えでしょうか。伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

第2次総合計画前期基本計画において、確かに特産品認証及びブランドの確立を行い、販路拡大活動の実施回数目標値は令和2年度で年4回を目標としておりました。その成果の確認を行ったところ、残念ながら年1回という成果にとどまっているところでございます。

目標値に達することができなかった理由といたしましては、1つには、令和2年度におきましては、販路拡大活動の場と想定しておりました各種展示会、イベント出展等が新型コロナの影響等により開催されなかったということが上げられます。今後といたしましても、町民の力を最大限に引き出し、新たな商品開発に向かって、官民協力で取り組み、通常考えられる販路拡大活動の場以外の場を見いだすことにも力を注ぎ、目標値に達するよう努力をしていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

係る努力を最大限とっていただきたいというふうに思います。

次に、観光事業の取組について2点お伺いします。

最初に、行政が取り組む事業の内容、進捗状況についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、需要のみならず、観光事業にとっての生命線である人の動きを激減させ、観光振興の推進に甚大な影響を及ぼしております。特に、町の施策の軸と掲げる交流人口の増加では、人の流れ、集客が困難な状況下、大変御苦労されていることだと推測しております。こうした厳しい状況下ではありますが、現在町が取り組んでいる個々の事業についてどのように取り組まれているのか、主な事業の内容や進捗の状況、担当課の思いなど、実情を踏まえてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

質問にお答えします。

いまだ新型コロナウイルスの収束が見えない状況下の中、全国的に観光産業が大きなダメージを受けており、町においても観光施策の多くが中止や延期となっております。コロ

ナ禍以前には、滞在型、自然体験型観光の推進を図り、農家民泊における農業体験、星空観測、乗馬、自転車などを活用した取組や県や他の市町と連携し、ムスリムを主とするインバウンド観光客の受入れ事業などを実施し、利用者数の増加や教育旅行等の件数が増加してきておりましたが、現在はストップしている状況です。そのような状況の中、今後ワクチン接種が進み、コロナ禍以前の状況に戻った際を見据え、観光振興によって地域の元気を取り戻すべく、観光施策を考えておく必要があると思っております。具体的には、岡山DESTINATIONキャンペーンが来年実施されることに伴い、多くの観光客が岡山に来られますので、町内に呼び込むため、町内宿泊助成やレンタカー助成などの検討や旅行者向けの観光素材集の作成、パンフレット内容の更新、観光協会ホームページのリニューアルなどを行っております。また、県内外から安定的に多くの集客があります2つの道の駅において、利用者の快適性と利便性の向上のため、施設の改修や老築化した備品の買換えなどを随時行っております。コロナウイルスにより田舎のよさが見直されているこの時期をチャンスと捉え、多くの観光客に来ていただけるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

申されるとおりであると思えます。今、新型コロナウイルス感染症の拡大ということがあります。人の動きというものが絶えて動けないという厳しい状況の中で、なかなか事をなすということは厳しい、難しいものだろうと思えます。しかしながら、課長が言われますように、来る時期に備えて十分な万全な体制で日々努力の全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

次に、観光事業の取組、2点目としてお尋ねしたいと思います。

販路確立に向けた試みについてお伺いをいたします。

1つに、町の特産品や畜産物を観光事業ならではの情報発信力をフルに活用した遠隔販売などの新たな販路確立に向けた事業開発の試みについて、また官民連携DMO町が掲げる観光協会の取組強化対策の実現化についてのお考えをお伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

特産品や農産物の遠隔販売等の新たな販路確立に向けた事業の取組についてですが、遠隔販売とは、オンラインを介してリアルタイムでお客様とやり取りをし、販売する方法と認識しております。コロナ禍により、そのような販売方法が新たに確立されてきているとも思われますが、行政が主導で展開していくには大変に難しいと考えており、基本的には民間事業者が費用対効果を検証し、実施されるものと考えております。また、課内において協働推進課職員が事務を担っている観光協会の状況では、新たな取組としては困難であるとも考えております。ただ、これからは官的な考えだけではなく、民間的な考えも加えながら、特産品や農作物だけでなく、観光地や観光施設、観光イベントなどを一体的な観光資源として捉え、観光振興を進めていく必要があると感じております。観光協会などが先頭に立ち、今までの取組にとらわれず、より自由な発想で活動できるよう体制整備も必要と考えます。先進的な取組をしている、法人化した観光協会が県内にもありますので、その事例も参考にさせていただきながら、観光振興による地域の活性化が図られるよう研究してまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

今だからこそ、行政、そしてこういった関係組織との連携によりまして取り組んでいただけたらというふうに思います。そしてまた、そうした施策は、私は必ずあると思います。また、するべきであるとも考えております。

制限ある行政の枠組みの中で、物を売ることができる、実践できるのは、唯一の観光行政が担えるものであると思います。また、町民の皆さんとの密接な関係も担保されております。今だからこそ、町の特産や農畜産物を全国に売る販路対策に取り組み、コロナ禍で不安定な製造業者や生産者の皆さんに、より安定化を提供すべきであると考えております。

さらには、こうした中でありますけれども、コロナ禍で本当に人の往来は非常にいい規制、制限されました。しかしながら、物の往来については制限や規制はなされておりません。コロナ禍のこういった時期だからこそ、町の地域資源を生む、生産者の皆さんの糧となるような販路拡大対策についてぜひとも実行していただきたいと思っております。

最後に、大きく3点目の消防行政について4点お伺いをいたします。

今年の火災の発生しやすい春期、町内では昨年末に続き、林野、その他火災が発生しております。火災通報された方々は、意思に反して発生したものであり、いわゆる不注意による発生であるとお聞きしております。しかしながら一方では、通報の都度、岡山市消防局、町消防団の出動回数は頻繁化しているのが現状であります。火災予防の観点から、最初に過去3年間の火災発生件数と原因別出火件数、係る揚煙届の件数についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、10番、丸山節夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、過去3年間の火災の発生件数と原因別出火件数、それに係る揚煙届の提出件数についてという形でございます。

まず、過去3年間の火災発生件数といたしましては、平成30年が16件、令和元年が15件、令和2年が18件、合わせまして49件ございました。

その出火の原因別といたしましては、刈った草を集めて焼却するたき火が24件、生えた草へそのまま火をつけるという考え方の火入れが3件、その他もろもろの22件という形になっております。

草等の焼却を行う前に、消防署に提出されます揚煙届、正式には火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれがある行為の届出書を提出された件数は、過去3年間では133件ございまして、届出があった場所からは火災は発生しておりません。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

火災発生件数で言いますと、49件のうち、種別ではたき火、火入れが加えて27件ということのようにお聞きしました。内容的には、恐らく林野火災、その他火災の件数に相当すると思います。特に、春先の農繁期を迎える準備作業によるものが多数との状況のように受け止めました。たき火に集中するということは、特に春期の火災予防であるとか、啓発活動をさらに努める必要があると感じたところでもあります。

一方、揚煙届の届出件数では、過去133件届出があったということでありますけれども、不注意でありながら火災発生に至った、発生事故に対する揚煙届の届出件数というのは何件だったのかなというのも一つ気になるわけでありますけれども、こういう状況が3年間非常に多い数字で推移しておるわけでありますけれども、ここ数年件数が減少してない主な原因は何と考えられておられるでしょうか。お伺いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

件数が減少していない原因といたしましてですが、先ほど申し上げました、たき火、火入れ、これによります火災件数が、火災と認知した件数ですが、火災が55%と多いことから、これはあくまで推測の意を出ませんが、考えられることといたしましては、風の強さや風の向きに御注意をされず、少ない人数で、消火準備などを十分に行われないうまま、山林に近いような立地条件でも、のり下等から火をつけるなど、注意点を少し考えられなかったことが原因かなというふうにも思われます。

先ほどでも申し上げましたが、過去3年間で事前に届出をして火入れをするという箇所からは、一件の火災も発生していないことから、今後も届出の提出をより一層皆様に周知させていただきまして、草焼き等をされる方に、現地の状況把握や消火の準備等を徹底していただくなど、防火意識をさらに高めて持っていただけるように推進していきたいと考えております。

また、各自治会に自主防災組織の設置をお願いしているところではございますが、防災組織などが行われます防災訓練等によりまして、地域全体で防火意識をさらに高めていただけますようお願い、推進をしてまいろうと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

十分気をつけておったにせよ、火をつけますと、急に風が起きたりであるとか、火災に通じる危険率というものは非常に高いということだと思えます。十分な注意というものが必要であろうかと思えます。

ただ、ちょっと今気になりましたのは、揚煙届が全く出てない、0件という話を聞いたわけですけども、こういったたき火、火入れの場合には届出を必ず出してくださいというように、ちょっとを指導といいますか、啓発のほうも必要になろうかというふうにも考えました。

次に、町内の火災事故が多い状況に対しまして、町長にお伺いしたいと思います。

毎年、火災が発生しやすい時期を迎えますと、全国一斉火災予防運動が行われております。火災予防意識の一層の普及と発生防止を目的とされておりますが、運動期間外におきましても、日頃から消防局、町消防団による注意喚起はなされております。消防組織法では、行政の長は地域の消防を十分に果たすべき責任を有するとのことから、行政が行うべき対策、予防措置について十分に取組みなければならないというふうに考えます。そうした中で、現在の取り組んでおられる具体的な事例と、先ほどお聞きするような多くの火災発生件数、抑制のために、町長、どのように今後発生防止対策を取られるか、この点をお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほども担当課長が言いましたとおり、火入れの届出をされてない方が火災を出される件が見受けられます。その辺は徹底していきたいと思います。

それから、消防については、予防活動が大事でございます。しっかり消防団も今やってくれてます。火災が多く出ることを自らの活動から食い止めようという意識が本当に強くて、よく消防自動車等で回ってくれてます。それでも、このように安易に火をつけられる方がおられるので、このような結果になっております。また、私が少し耳にするのは、土日に帰ってきて、火をつけられるという方もよく聞きます。告知放送で幾ら流しても、おられない方が、また土日に帰ってということございますので、私は、そこは地域の防災力で、本当にその地域はもし野焼きをする場合は何人か協力してやりましょうと、そしてそのときにはしっかりと手続をし、消火の水も用意しやりましょうという癖を地域地域でぜひつくっていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町長からの答弁にも、また先ほど総務課長のほうからもお話ありましたけれども、地域でということが本当に大切であろうと思います。総務課長言われましたけども、自主防災組織、本当にこれは連携は必要だと思えます。日頃から見慣れた地域や近所の皆さんがお互いに協力しながら、防火・防災活動に取り組むというのも、自主防災組織の一つに定められておるといふふうに思いますし、ふだんからの緊密な連携、声の掛け合いというものが非常に大切であろうかと思えます。そういった中で、行政のほうも、そういった地域地域の行政組織といえますか自主防災組織に対して、みんなで気をつけてくださいよと、町長先ほど言われたような内容を本当に皆さんに周知徹底いただいて、そうすればこういう火災の件数というのも、なお今後減少に向けていくのではないかというふうにも考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後の質問として、消防団員の出動報酬についてお伺いをいたします。

総務省消防庁は、今年4月13日付の通知により、地方公共団体は消防団員の処遇を図るため、出動訓練、その他の活動の実態に応じた、適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとするとの通知がなされております。町の消防団組織の現状を踏まえ、どのように対処されるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

4点目の御質問でございまして、議員御指摘のとおり、消防庁は令和3年4月13日付の通知によりまして、先ほど申されたような必要な措置を講ずるといふものの通知がなされました。

本町消防団の現状は、団員の減少及び高齢化が進んでいることから、団員の負担も増加傾向にございます。この現状を踏まえながら、今後消防団及び関係委員会と協議を行いながら、適切な報酬及び費用弁償を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

総務課長、今後検討していくという答弁をいただきました。

消防団員の皆さんは、通報あるごとに、また出動要請に応じて出動されるばかりか、日頃から地域における消防防災のリーダーともして、平常時、非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っていただいております。団員の皆さんが活動されている姿を幾度となく目の当たりにいたしましても、適切な措置というものはもともと当然なことだと考えます。

お尋ねしたいと思いますが、今後対処するということではありますが、今後国の通知文の運用についてはどのような流れで進められるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

今後と申しましたところでございますが、消防長官からの指示といいますか、要望が出てから、実は随分日数も過ぎております。この間折に触れ、回数を何回したのか分かりませんが、詰めて消防団のほうとも協議をしておるのが現実でございます。その中で、なかなか消防庁長官のあの御指示に沿った内容になるまでは、なかなか今まで長い、その団の歴史の中から、じゃあしたからそうしましょうという形にも現実にはなりづらいところもございますようです。その辺のことを協議を進めて、御納得の上で進めていかなければ、団としての活動を壊すわけには当然いきませんので、御了解をいただきながら進めていくという形の御表現にさせていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

消防団という組織は、昔から歴史と伝統というものがあります。国のほうから通知が来たから、それをほんなら右から左へというのも、なかなか現実的には難しいことであろうと思います。国が示す適切な制度の運用ということではありますけれど、課長が言われたように、町の消防団と十二分な協議、そしてまた検討を十二分に行っていただく、慎重に行っていただく、また十分に行われた上で、ぜひとも消防団の処遇の改善につきましては早急に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後 2時56分 閉 議